

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成20年7月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

### 開会の日時

年月日 平成20年 7 月 11 日 金曜日  
 開 会 午前10時05分  
 散 会 午後 4 時38分

### 場 所

第 1 委員会室

### 議 題

- 1 陳情第37号、第70号、第80号及び第84号
- 2 農林水産業について（原油価格高騰対策について）
- 3 商・鉱・工業について（原油価格高騰対策について）
- 4 閉会中継続審査（調査）について
- 5 視察調査日程について
- 6 審査日程変更について（追加議題）

### 出 席 委 員

委 員 長	玉 城 ノブ子 君
副 委 員 長	瑞慶覧 功 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	座喜味 一 幸 君
委 員	辻 野 ヒロ子 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	当 銘 勝 雄 君
委 員	渡久地 修 君

委員 前島明男君  
 委員 上里直司君  
 委員 玉城満君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	護得久友子君
畜産課長	赤嶺幸信君
森林緑地課長	長間孝君
水産課長	金城明律君
漁港漁場課長	島袋義彦君
観光商工部長	仲田秀光君
参事監兼観光交流統括監	松本真一君
産業振興統括監	久場長武君
経営金融課長	比嘉清市君
(補助答弁者)	
土木建築部技術管理課副参事	田仲康彦君

---

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

陳情第37号外3件、本委員会所管事務調査事項及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、農林水産部関係の陳情第37号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 今委員会に付託されております陳情案件は新規3件でございます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の1ページをお開きください。

陳情第37号でございます。陳情区分新規、件名南大東漁港整備の拡充に関する陳情でございます。陳情者は、八重瀬町議会議長神谷信吉であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1. 南大東漁港は、平成元年度から漁船の避難、前進基地港として整備を進め、供用開始しているところであります。同漁港については、漁船がより安全に出入港できるように、平成17年度から防波堤の整備を行っているところあります。さらに平成20年度に休憩所、トイレを整備する予定であります。南大東漁港は、北風の波の高いときには漁船の出入港が厳しいことから、これに対応するため、平成19年12月に北大東村の南海岸に同漁港の分港として北大東地区を漁港指定し、平成20年度に調査測量設計、平成21年度に工事着手の予定となっております。

2. 南大東村の製氷施設については、平成20年度水産業構造改善事業により整備することとなっております。同施設については、地区外船への供給も可能な規模となっております。

次に、陳情処理概要書の3ページをお開きください。陳情第80号、陳情区分新規、楚洲仲尾線(楚洲支線)開設工事中止を求める陳情であります。陳情者はNPO法人奥間川流域保護基金代表伊波義安であります。要旨につきましては、省略いたします。それでは、処理方針について御説明いたします。

林道楚洲仲尾線は、国頭村字楚洲地内に位置し、総延長1.5キロメートルの建設計画となっております。平成18年度から事業着手し、141.7メートル完成しています。平成19年度において、計画路線周辺にノグチゲラの営巣木が確認されたことから、工事を一時休止し、現在環境調査を実施しているところあります。今後、調査の結果をもとに、関係機関、地元関係団体、学識経験者等からの意見を踏まえ、事業の実施について検討していきたいと考えております。

次に、陳情処理概要書の5ページをお開きください。陳情第84号ヤンバル林道事業の中止を求める陳情。陳情者は、やんばるの自然を歩む会代表玉城長政外2人あります。要旨につきましては、省略いたします。それでは、処理方針について御説明いたします。

1. 沖縄北部地域森林計画は、平成16年度から平成25年度までの10カ年間の

計画であります。北部地区の林道に関する計画は、37路線、66.1キロメートルの開設と、431カ所の改良計画となっております。そのうち、ヤンバル3村の国頭村、大宜味村、東村における林道の開設計画は、23路線、37.1キロメートルで、279カ所の改良計画となっております。現在、5路線、10.6キロメートルが完了し、2路線が工事着手中で、5路線が環境調査中となっております。森林は、林産物の供給を初め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止等の多面的機能を有しております。このため、県は、森林を、水土保持林、森林と人との共生林及び資源の循環利用林に区分し、それぞれの機能に応じて、森林の整備保全及び利活用を図ることとしております。

林道工事については、主として資源の循環利用林の区域で行っており、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出等のため必要と考えております。林道整備については、平成20年度に行う沖縄北部地域森林計画の策定の中で、地元の要望、関係機関、森林審議会等の意見を踏まえ、自然環境の保全等に配慮しながら、進めていきたいと考えております。

2. 森林の有する多面的機能は、森林を適正に管理することによって発揮されます。ヤンバルの森林の大半は、戦中、戦後の乱伐や抜き切りによって、形質不良木が混在し、中・小径木の多い過密な二次林となっております。これらの林分を適切に管理し、林業経営の健全な発展及び森林の多面的機能の発揮を図る上で、活力ある森林資源を育成していくことは極めて重要であります。

このようなことから、二次林において、過密な林分の整理、形質不良木及び目的外樹種の除去等により、生産性の高い林分へ誘導し、資源内容の充実した優良な森林を造成するために複層林改良事業を実施しているところであります。

この複層林改良事業の実施により、樹冠層が開けることで、降雨の地表到達量の増加、密度調整による根系の発達、林内の光環境が改善され、その結果として、林床植生が発達し、林内動物の生息環境が保全されるとともに、水源涵養機能、山地災害防止機能等の公益的機能が高度に発揮されるものと考えております。

3. 森林・林業の振興は、地形が急峻なヤンバル地域において、林業従事者の定住化、雇用の維持・増進を図るなど、地域振興に寄与する重要な役割を果たしております。森林の有する二酸化炭素吸収能力については、若い森林ほど高く、成熟すると低下していきます。広葉樹は、20年木のほうが60年木よりも約10倍の二酸化炭素吸収能力があることから、炭素を固定した木材を収穫利用し、その後、造林することによって、二酸化炭素の吸収効果はさらに高まります。森林の伐採については、ヤンバルの貴重な生態系に配慮し、大面積の伐採

を避け、伐採区域の縮小化・分散化に努めるとともに、収穫木の枝条や形質不良木等を利用して、編柵を設置するなど赤土等の流出防止対策に努めております。

今後とも、地域の振興や森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、適切な森林整備は必要であると考えております。

以上が農林水産部における陳情に係る処理方針でございます。

**○玉城ノブ子委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

**○前島明男委員** 1点だけ、陳情番号第37号、北大東村の南海岸にということ、平成21年度工事着工予定ということになっているんですが、私は南北大東へ数回行っておりますので、大体はわかるんですが、恐らくこの中では、まだ行っておられない方々も結構いるんじゃないかなと思うんです。島の図面持っていないですか。あればその位置をどこの位置にどの程度つくるという説明をしてもらえればいいんですが、大体の場所と規模とを説明してもらえますか。

**○護得久友子農林水産部長** 概要を私のほうで大ざっぱにやって、具体的なことは、担当課長のほうからさせていただきます。

(ボードで説明)

これが南大東村と、北大東村、現在南大東村の北側に漁港がございます。これは世界的にも初めての掘り込み式です。リーフがない島ということで、太平洋に突き立った島でございます。漁船も横づけできませんので、御存じのとおり船をつり上げて、今でも荷物をおろしているということでございます。初めての掘り込みということで、まだ全部工事は終わってないんですが、もう供用開始しておりますので、今回改めてトイレ、休憩所の整備がございます。それと、実はこれは北側に向いておまして、北風の強いときは、入口のほうの波が高く非常に出入りが厳しいということで、今防波堤を出す工事を予定しております。さらに分港として、北大東村の南側につくれば、北風のときは北大

東村の南側は非常に穏やかなので使えるということで、例えば南から台風のときとかは、南大東村の漁港を使うということで両方で相関するという事です。この港は、第四種漁港ということで避難港ということもありまして、全国の漁船が使えることになっております。概要はこういうことでございます。

○前島明男委員 南大東村の掘り込み式の漁港なんですが、防波堤の沖に計画されていて、それが縮小されるというような話を聞くんですが、その辺のことを説明していただけますか。

○護得久友子農林水産部長 当初、200メートル入口のところに出す予定だったんですが、なかなか設計とかいろいろ厳しいということで、今80メートルに縮めて、その残った分の費用でもって、北大東村のほうを整備するという事で国との調整をしております。

○前島明男委員 僕も何回も行っているのを見てわかるんですが、あれは80メートルで用を足せますか。例えば北風なんかが吹いたときに、80メートルではどうしようもないと思うんですが。あれぐらいだったらあってもなくてもそんなに大して変わらないんじゃないかと思うんです。あの辺水深が非常に深いから、金額も相当かかるんですが、当初計画した200メートルから約3分の1に縮小されたら、財政的なこともあると思うんですが、どうしてそういうことになったのか、結局そのことでさっき農林水産部長がおっしゃったような北大東村につくればいいのかということでカットしたのか、その辺どうなんですか。

○島袋義彦漁港漁場課長 防波堤につきましては、平成15年度から検討委員会を設置しまして、委員の方々は琉球大学の先生方と本土の専門家の方々なんですが、その検討委員会の中で、200メートルを整備した場合に当初計画の60億円から約3倍の費用を要するという事で、費用対効果が出ませんということで、検討委員会の中で、200メートルから80メートルに短縮しまして、残りの費用で北大東村に転嫁したほうがより経済的だというような結論が出ましたのが平成18年度の12月です。ということで、平成19年度から整備計画を変更しまして、今回両方を整備するという形をとってます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 この南大東村漁港の整備を求めるもので、地区外の休憩所とあるんですけれども、これは何名ぐらいを想定しているのか、そしてそのいわゆる南大東村の漁業協同組合の皆さんはどういう意向でしょうか。それをまずお聞かせください。

○島袋義彦漁港漁場課長 地元市町村からの要望は、あくまでトイレです。トイレと休憩所が欲しいということなんです。南大東島漁港周辺はソデイカ漁が盛んなものですから、南城市とかから去る3月の中旬には島内で休憩のため漁船が56隻入っております。そのとき、陸に上がりたいという要望があって、今から設計はするんですが休憩所の大きさは三、四十名が休憩できる程度のじゃないかと予定しております。設計は今年設計します。

○渡久地修委員 地区外の人たちの意向はわかるんですけれども、いわゆる南大東村の地元の人たちですよ。地元の人たちは、入ってきたら困るということなのか、いやどうぞ休憩所つくって一緒に同じ仲間だからやってくださいという立場なのか、それを教えてください。

○島袋義彦漁港漁場課長 地元市町村漁業者からは、排除するような話は聞いておりません。皆さん使ってくださいというような情報は入っております。

○渡久地修委員 確認しますけれども、今八重瀬町議会から出ている地区外の人たちの休憩の場となる施設を整備してほしいということに対しては、地元の皆さんもそれは了解ということでもいいんですか。

○島袋義彦漁港漁場課長 はい、そう聞いております。

○渡久地修委員 次、林道について質疑したいと思います。これは、陳情第80号と陳情第84号似通っていますので、これは一括していいですかね。

まず、この林業との関係で、沖縄の林業というのが、復帰前と復帰後どのように大きく変わったのか、そしてここでいう林業というのは、僕らがよく林業と想像するのが本土の杉とかヒノキとかそういった材木を出すのが林業という意識があるんですけれども、ここでいう沖縄の林業というのはどういったのを指してるのか、この2点まずお聞かせください。



○長間孝森林緑地課長 本県の林業、本県の森林というのは去る大戦のときの復興資材、これは中南部の復興資材も含めて復興資材。それから燃料としての薪炭材。それから食料増産の開墾で、著しく荒廃したんですけれども、林業関係者が努力しまして日本復帰の時点では、38立方メートルまで回復しました。その後、国の施策と造林、それから保育等事業を入れまして、現在は1ヘクタール当たり、114立方メートルということで、日本復帰時点の3倍まで回復しております。日本復帰前は、利用は薪炭材、住宅建設のための構造材という部分で利用されておりましたけれども、近年は加工技術が発達しまして、特に琉球松などは家具材、フローリング、そういう付加価値の高い林業を経営しております。

また、近年はブナシメジ、エノキダケ、そういう特用林産の生産がふえておりました、地域の振興に寄与していると思っております。

○渡久地修委員 ヤンバルの陳情出ていますけれども、伐採とかありますけれども、その伐採したのは全部家具材に使われているということで理解していいんですか。

○長間孝森林緑地課長 県産材は、現在約8800立方メートル使われておりますけれども、そのうち製材用が75立方メートル、木炭の原木が1780立方メートル、シイタケ生産の原木が186立方メートル、それからチップということで、これが紙の製品のチップですけれども2590立方メートル、キノコ生産のためのおがこ、畜産の敷草のおがことして2160立方メートル、その他で48立方メートルということで多様に使われております。

○渡久地修委員 この陳情で出されている皆伐、全部山を投げ倒すという方式、あれはほとんどがチップ材に変わるんですか、それともそれから今言ったものも出てくるんですか。

○長間孝森林緑地課長 ただいま申し上げたような多様な使われ方をしております。

○渡久地修委員 現在、林業を専業としている人たちというのは何名いらっしゃるんでしょうか。いわゆる専業農家とかありますよね、専業林業家というんですかね。お願いします。

○護得久友子農林水産部長 沖縄県全体の林業従事者についてなんですが、県全体といたしましては456人おります。そのうち、森林組合が228人、林業事業体として78人、木炭等をなりわいとしている方が37名というような状況になっております。

○渡久地修委員 私たちこの選挙が終わってから現場を見てきたんですよ、皆伐されていた。新聞にも大きく載りましたが、行って見てびっくりした。これは当時の写真ですけども、木が一本残らず全部切り倒されてるんですよ。この前サミットがあったときに、アマゾンの伐採は大きなブルドーザーで物すごいチェーンを2本つないでワーンと投げ倒して一気にもっていきと言っていましたけれども、あそこまでいかないにしても全部山を丸はげというんですか、そこまで全部壊しているという状況があるんです。僕はこれを見て非常にショックを受けたんですけども、僕の想像していた林業というのは杉とか琉球松というのがありましたけれども、琉球松というのは實際上、加工業といっても限られていると思いますよね、これ投げ倒しているのは琉球松じゃないですよ。これ投げ倒しているのは琉球松どころじゃなくてイタジイ、イジュをありったけ全部投げ倒しているんですよ。それほとんどがチップ材に使われているという状況があるんですよ。このチップというのも、これからチップ材にして出して、いわゆるこれは補助金とか抜きにして、この木を切ってチップにして出して、その収支は黒字なんですか赤字なんですか。

○長間孝森林緑地課長 現在、県産材木材価格でございますけれども、製材用の丸太が1立方メートル当たり5800円～7300円でございます。乾燥板材が1立方メートル当たり10万8000円でございます。これは乾燥したものです。それから支柱材が、1立方メートル当たり7万円でございます。それからフローリング材が1平米当たり5910円でございます。チップの場合、1立方メートル換算で1万1000円から、上質な広葉樹の場合、上質な感じができるということで、1立方メートル当たり1万7000円します。

それから、キノコ生産用のおがこが1立方メートル当たり1万3500円でございます。畜産用のおがこが8100円から9700円ということになりますけれども、県産材の市場価格というのは、平成15年から平成16年の事例ですけども、平均して1万3600円ということになってますけれども、現状は収穫するにも収穫コストがかかるということで、経営はかなり厳しいということが言えます。

○渡久地修委員 私の質疑の趣旨は、私は何も林業を敵視してるわけではあり

ません。ヤンバルの森、昔から人も生きてるし、ヤンバルクイナも生きてるし、ノグチゲラも生きてる。そういう自然も守りながらそこで生きている人たちの生活を、どのように守り豊かにしていくかという立場なんですよ。そういう立場からすると、今のあり方は修正しないとイケないんじゃないかという意見なんです。そういう立場からの質疑なんですよ。何が何でもこれはおかしいという立場じゃないんです。この今のやり方では自然も壊し、林業としても大変じゃないか。もっと修正して、他のシイタケ栽培とかいろいろなものにシフトしていくような、そうすることによって、山も守り、自然も守り、県民みんなからも支持されるようなものになるんじゃないかという立場から質疑しているの、誤解しないでいただきたいと思います。

このチップ材、私たち現場見て来たんですけども、これ私が間違っていたら指摘してほしいんですけども、日本復帰によってこれまでこういう皆伐方式というのはなかったはずですよ。それが、振興開発とかいろいろ補助金とかが出て、造林していくと補助金が出ますね、山をこのように無残に全部投げ倒していくものには補助金一切出ないんです。出ないけれども、造林には補助金が出る。造林するためには山を一たん全部壊さないといけないということで、皆伐をする。そしてそこに木を植える。そこに補助金が出てくる。こういう仕組みが僕は今のこのような仕組みになってしまったんじゃないかと。山を切り開いていく仕組みに、おのずと山に住んでる人たちも追い込まれていってしまったんじゃないかという気がするんです。そのことによって、自然をどんどん破壊していっているんじゃないかという立場なので、これは私は今のやり方を見直す必要があるんじゃないかと。そうしないと今林業組合も赤字ですよ、チップ材にしても沖縄のチップ材、本当にこの山を全部壊しても、私はこれはそんなに利益には結びつかないと思うんですよ。日本復帰のときに、一たん杉を植えましたね、皆さんいろいろやりました。これは失敗した。それから漆器に使うエゴの木とかも植えた。これも失敗したと聞いてるんですけども、どうなのか。とにかく今のやり方はうまくいっていないので、私は軌道修正が必要だと思うんですが、林業としていかがでしょうか。これからは、やっぱりもっと自然を大事にしながら、シイタケ栽培とか、おがことかもっと環境にも配慮したような、そして補助金も、山をどんどん皆伐するような方式じゃなくて、自然を再生するようなものに。林業に従事している人たちをそこで働いてもらう、エコツーリズムの案内もやってもらうとか、赤土防止の仕事をやってもらうとか、あるいは皆さんが今一生懸命やっているマングースの駆除をこういう人たちにやってもらうとか、このようにすればヤンバルの森を切り倒すようなことしなくて済むと思うんですけどもいかがでしょうか。

**○護得久友子農林水産部長** 私もヤンバルの出身ですので、小さいときは山の中に入って薪をとってきてまきにした経験もございます。昔は、みんな山に入って、トラックとかなかったものですから、馬の背に乗せて木を切り出したということがあります。至るところに小さい道とかあって山に入っております。戦後機動力があって、林道もつくってということではありますが、まだ赤土等流出防止条例とか環境に対しての認識が非常に低い段階では、山にブルドーザーで入って大がかりでやったのもありますが、間伐については、なるべく小さい面積で、環境に配慮した形で今やっております。委員がおっしゃったように、これからいろんな環境に配慮した形のあり方ということではグリーンツーリズムとか、そういった面への利用も含めてシフトしていきたいと思っています。

それと、今ありますようにブナシメジとか、エノキ。これも既に国頭村、金武町、今帰仁村のほうで事業化しております、その培地として利用されております。沖縄の広葉樹林のほうがいいということで利用されておりますので、やはり経営が厳しい中でそういった対応も含めて、今間伐は環境破壊じゃないかということであるんですが、間伐の仕方についても、ほとんど土は起こさないように山と山からチェーンを張りまして、その搬出も周囲に配慮した形でやっております。規模も非常に縮小してやっております。その後、ヤンバルの山は至るところに草木の種が落ちていまして、半年、1年しますと間伐した後も草木が生えて、戻っていくということでございます。そこに植林も含めて育成していくという形でやっております。

**○渡久地修委員** この皆伐方式、農林水産部長ヤンバルの出身とおっしゃいましたけれど、ヤンバルの人から見ても非常に心を痛めると思います。私はぜひこの委員会でも視察するように提案したいと思うんですけれど、この皆伐を見たら本当にびっくりします。ですから、この林業自体も皆伐したものがチップ材として宮崎県かどこかに出されていきますよね、それもこの補助金があるからまだ成り立ってるのであって、さっき言ったように、これが仕事として収支が合わないんですよ。赤字なんですよ。だからいつまでもそういったものにしがみついているのはだめだということで、これは早急に私は皆伐方式というのは中止することが求められているんじゃないかと思います。

次に、自然保護との関係で聞きますけれども、今の陳情との関係で自然保護と今の皆伐がノグチゲラとかヤンバルクイナのすみかとかはもうとにかく一緒に全部木を切っていくって、あるいは林道もノグチゲラの巣まで切っていくって。

これは現場を見てきました。林道が通っているそばにノグチゲラの営巣があります。そこをブルーシートで囲って環境に配慮しているという。もう本当に切り倒しておいて、環境に配慮しているということ自体私には理解できないんですけれども、そういったのがどんどんやられています。

それから赤土、この前見に行った場所、山が全部皆伐されたところは奥川の源流なんです。こういう河川の源流までも皆伐している。これは先ほど農林水産部長が言った、よく場所を選んで縮小してやっていますということには、私はならないと思うんですけれども、どうですか。こういう河川の源流まで全部伐採しているということについてはどうですか。

**○護得久友子農林水産部長** 沖縄本島の北部の森林につきましては、やはり貴重な動植物が生息しているということで、非常に貴重な森林であるということには私たちも大変認識しておりまして、そういう面ではやはり自然環境に配慮しながら工事、特に赤土対策につきましては赤土等流出防止条例がございますので、その基準にのっとった形で工事もやっておりまして、そういう中でたまたまそういった工事中に雨で赤土が流れたということもありますけれども、その辺は即対処しておりまして、そういう意味で配慮した形で工事をやっていきたいと思えます。

また、場所についてもやはりそういう意味で水源の涵養とか、そういったところはなるべくさわっておりませし、ほとんど循環林ということで過去に植林した所や、伐採した所を中心に今そういった皆伐もやっております。

皆伐についてはやはりまとめて効率的に木材を運び出すという意味では、できたら一本一本択抜という言葉がございますけれども、選びながらやるほうが環境にはとても優しいんですが、そうしますと経済的に膨大な費用がかかるということになりますので、そういったことでの皆伐はやってる状況でございますが、やはりその辺は場所、森林の状況も勘案しながら進めているところでございますが、今後もそういう形で進めていきたいと考えております。

**○渡久地修委員** じゃあ今言われた林道、林道の建設というのの目的は何ですか。

**○護得久友子農林水産部長** 林道工事の必要性については、今お話ししましたように資源の循環利用林を供給することで主にやっておりますが、森林の適切な管理や造林、保育、収穫、それから森林施業の効率化を図るための道として必要機関の施設ということでございます。それとまた木材の搬出のためにどう

しても必要であると思っております。

○**渡久地修委員** この林道の建設というのが、林業のためにということでやられてると私は聞いている。それで、今でも林道というのは結構ありますよね、これ以上、林道は必要なのかということなんですよ、これ以上。今ある林道だけでも十分じゃないのということなんですよ。どうです、この基本的なこと。

○**護得久友子農林水産部長** 今御質疑がありました件につきましては、平成20年度に実は今、沖縄北部地域森林計画の策定がありますが、その中で見直しということで地元の要望、それから関係機関、それから森林審議会との意見を踏まえて、自然環境の保全にも配慮しながら進めていきたいと考えております。

○**渡久地修委員** 私は調査に行ったと言いましたけれど、林道通ってすれ違った車、出会った車は1台だけ。一日じゅう走ってですよ、一日じゅう走ってたったの1台。私はほとんど利用されていないと思うんですよ。皆さんこの辺も、那覇市一日橋も那覇市国場もみんな交通量調査してますね、この林道つくるに当たって皆さんは今までつくった林道が一日何台通って、どういう人たちが利用している、そして次つくるときは何台通るとかということによって予測してつくると思うんだけど、ここは全部路線ごとに何台通ってるか調査したことはありますか、示してもらえますか。

○**長間孝森林緑地課長** 林道の利用状況について説明申し上げます。林道の利用は基本的に森林所有者、それから森林の施業を行う、要するに森林組合の職員と、それから森林をレクリエーションのために使う、いろんな利用のされ方がされております。調査については、大國林道において、平成7年に交通量調査を実施しております。そして平日でおおむね60台、休日でおおむね300台が通行しておりました。これは土曜日、日曜日に多いというのは、森林内のレクリエーション、それから自然観察、こういう都市からの利用者が多いということが言えると考えております。

○**渡久地修委員** 大國林道以外の林道はどうでしょうか。

○**長間孝森林緑地課長** 基本的に林業という施業は造林から収穫まで非常に長いスパンを用意します。ある意味では50年、100年かかります。農業みたいに毎日畑に行って、肥料をやって、保育してという作業ではございません。やは

り造林して保育するのに5年、10年やります。これは毎日するわけではございません。それから除間伐についても、樹齢10年後、20年後には除間伐をやります。そして30年ぐらいすると間伐に入ります。そういう長いスパンの中で林業は成り立っておりますので、しょっちゅう山に行って作業するということはございません。そういうことで1日の交通量、林業に使う交通量について調査は実施しておりません。

**○渡久地修委員** ぜひこの交通量調査を実施していただきたいと思います。これは指摘しておきます。

それで、この赤土汚染、赤土等流出防止条例があると思うんですが、これは琉球新報に載った写真ですね、このようにやられてる。そしてさっき言っていました奥川の上流、私は見てきましたけれども、あそこで皆伐をして赤土防止のためにどんなことやってるかといったら、切った木を積んで赤土防止に使っているわけよ。なかなか理解できなかつたんだけど、切らなければ赤土流出しないと思うのに、切ってかなりの数のものを至るところに赤土防止としてやっているということで、これはこの林道工事、あるいは皆伐で赤土が物すごく流出していると思いますけれど、それについてはどういう認識をお持ちですか。

**○長間孝森林緑地課長** 平成19年2月に国頭村奥地内の村有林の伐採現場で、国頭村森林組合が伐採搬出のときに、赤土流出が確認されております。この沢のほうに切った木で赤土をとめているという話ですけれども、木材を伐採して利用する場合、幹のほうを主に使います。枝とか葉っぱ、これは現場のほうで切り落として、それから土に戻るように、それから赤土等が流れないように沢に編柵をしたり、それからのり面のほうに積んで土砂流出を防ぐということで、利用していないわけじゃなく、要するに幹のほうは利用して、枝とかそういう部分で赤土流出防止対策をとっているということでございます。

**○渡久地修委員** それで沖縄の赤土流出全体の何パーセントで、公共事業によって赤土が流出しているっていうのが、この前皆さんの文化環境部に聞いたら公共の仕事で約8割だと言っています。これは事実でしょうか。

**○護得久友子農林水産部長** 今赤土の問題なんですが、公共事業から80%ということであったんですが、その辺もう一度確認させていただきたいと思うんですが、実は赤土等流出防止条例ができる前は、公共工事からも結構そういった

のが相当流れたということは聞いておりますが、その条例制定後はほとんど条例にのっとっていろんな対策工事をやっておりますので、今はほとんど出ない。出れば即注意喚起となっております。どちらかと言いますと、最近では農地からの流出が公共工事に比べて多いということがございまして、今後、農地からの流出をどうするかということが今一つの課題になっております。

**○渡久地修委員** ぜひこれは調べてほしいんですが、今農地からたくさん出てると言っていましたけれども、今陳情に出ている楚州仲尾線、中止してほしいというのがありますね。これは皆さん赤土等流出防止条例で指導を受けてませんか、文書で指導受けているでしょう。それでこれは中止しているんじゃないですか。今の農林水産部長の答弁、何か林道の工事で一切赤土が出てないみたいなこと言っているけれども、何で中止しているんですか。これは同じ県のどういう部署から、何月何日にどういったことで指導を受けたのか、指摘されたのかみんなの前で明らかにしてください。

**○長間孝森林緑地課長** 伊江原林道工事につきましてですけれども、平成19年2月14日、新聞報道で赤土流出の報道がございました。その後、環境保全課のほうで平成19年2月15日に現地調査しまして、平成19年2月21日赤土等流出対策改善申し出という現地指導を受けております。このようなことから、北部林業事務所においてはブルーシートの被覆、それから種子吹きつけ工、二重さく工等の改善措置を実施し、環境保全課に赤土流出等対策の改善報告を平成19年3月8日に行ったところです。今後、このようなことがないように職員の研修会、それから工事受注者への指導監督を徹底していきたいと考えております。

**○渡久地修委員** 今までも、私は他のところでもこういう指導が出されていると聞いているんですけれども、今回楚州仲尾線がこのようにやられていて、楚州仲尾線は伊江川というとってもきれいなところ、本当に清流のきれいなヤンバルの宝を全部林道でなくなってしまうんですよ。そういう計画になっている。だからそれは私は中止すべきだと、これは中止する必要があると思います。これがなくても今ある林道で十分やっていけると思います。

最初なので今日はこの程度にとどめておきますけれども、最後に楚州仲尾線の中止の陳情で、今中止しているけれども、8月になったら再開するという話もあるんですけれども、これは先ほどの答弁からすると、8月実施はないということで、いつごろ皆さんやろうとしているんですか。私はこれはきちんといろんな調査もやって中止すべきだと思うんですけれども、とにかく8月実施は



やらない、年内再開もやらないということではっきりさせていただきたいと思います。

○護得久友子農林水産部長 今あります楚洲仲尾線の周辺を中断しているのは、ノグチゲラノの営巣木がありまして、その保全のために今中止しているところですが、平成19年10月から今年8月まで環境調査を実施しておりますので、今後調査の結果をもとに関係機関、それから地元の関係団体、学識経験者等の意見を踏まえて事業の実施について検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 これはここに書いてありますよ。私は8月再開はないんですね、今年度もないんですねということを聞いたかったんですよ。

○護得久友子農林水産部長 8月まで今調査を実施しておりますので、その後結果をもとに検討するということになります。

○渡久地修委員 私はこれはぜひ中止していただきたいと思います。

ほかにもいっぱい質疑したいことはありますけれども、今日は初めてなのでぜひこれは現場を他の委員の皆さんにも見ていただいて、これは沖縄の世界遺産に登録しようという話もあるぐらいの貴重なヤンバルの森ですので、そこでこの林道の建設のあり方が本当に今のままで適切なのか、今の林業のあり方でいいのだろうかということをこの委員会としてもぜひ調査していただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 南大東漁港整備の拡充に関する陳情の中でちょっと伺いたい件がありますが、1つは北大東事業の裏負担が伴うと思うんですが、八重瀬町議会議長からだけの陳情なんです、南大東村、北大東村はなぜ一緒に陳情しなかったのかということと、裏負担に関して八重瀬町だけが持つのか北大東村、南大東村はどうなっているのか、1点ちょっと伺っておきたいと思います。

○島袋義彦漁港漁場課長 漁港を整備する場合は、まず漁港指定というのが必要です。区域指定です。これは港湾もそうですが、北大東のほうも漁港の名称は、南大東漁港です。南大東地区、北大東地区ということで今名称を設定して

います。ということで予算的には南大東漁港の予算で、北大東も整備するという形をとります。

それから補助金なのですが、広域漁港整備事業という事業名ですが、国から90%の補助。そして地元負担ということで10%なのですが、県管理漁港なものですから、10%につきましてはすべて県で対応しております。市町村負担はありません。

**○座喜味一幸委員** もう一点は、林道の工事が基本的に森林計画に基づいて進んでいる、そして途中で147メートル完成して、今なお中止されているという面において、全国的に森林の管理、竹林等が非常に手薄でもうからなくなって、管理されてなく、山が荒れてちょっとした大雨でも山そのものが壊れるというような非常に保全面でも問題が起きているので、森林はそのまま置いておけばいいのかと我々も思っていたけれども、適正な間伐等処理をしないと、山そのものが荒れて崩壊すること等もありますので、森林を保全する、そこで施業していくという意味においては、林道というのは極めて重要な意味を持つと思うんです。ただ山を守る、それからそこでの林業経営の改善をするという意味において、沖縄そのものというのは極めて島が小さいだけに、一たん生態系を崩しちゃうと、非常に生態系が崩れやすい。そういう意味においては、せっかく山を守る、林業家を守るというせっかくの林道工事なので、今渡久地委員もおっしゃっているようにこの生態系、特に赤土流出、それから林道等の施業に関しては設計から施工に関しては、赤土等流出防止条例でもしっかりと赤土流出防止等は縛られているわけで、これは行政が発注して業者任せということもいけないわけで、これは条例に基づいて業者も仕事すべきなんだけれども、それが守られてないというのは事業主体の監督責任もありますから、しっかりと仕事は継続するけれども、その辺の配慮に対してもう少し具体的に自然環境の保全、林道工事に伴う保全等含めて、ある程度明確に出していただかないと、中止というようなことになっているのでしっかりと環境調査をして早目に、やっぱり仕事は仕事で進めるというスタンスでいくべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

**○護得久友子農林水産部長** 私も山の中に入りますと、今ありますようにヤンバルクイナがよく道路に出てひかれるということもあるんですが、昔は山の中にほどほど人が入って間伐もしたんですが、今はまったく手がつかないところにつきましては、木がどんどん大きくなってはいくんですが、光が入らない状態が多くなっているような気がします。そうしますと今おっしゃったように、下

草がまったく生えないような状況になりますと、大雨降ったりしますと、そこが土どめがきかなくて、ガリ（枯れること）になったりするというのは、私も見ておりますので、そういった意味からやはり森林の管理という面では必ずしも間伐することが山を破壊するのではなくて、ある程度の間伐をして、光を入れて木を育てて下草も育てるというのは、必要じゃないかと思っておりますので、ぜひ現場のほうを見ていただいて、そのなかでしっかり議論していければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**○座喜味一幸委員**　そういうことで現場に行くときも、こういう工事でこういう問題があったけれども、こういう対策をしますというようなことが現場を見に行くときにある程度出せれば非常にありがたいと思います。

**○玉城ノブ子委員長**　ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

**○上里直司委員**　陳情第80号、第84号、これらは関連しているということで一括して質疑させていただきます。

そもそも沖縄北部地域森林計画書というものがあって、その計画に基づいてこの林道整備が進められていると記述があります。基本的なことお伺いしますが、この計画を裏づける根拠となる法律、設置する省庁を教えてくださいますか。

そしてこの森林計画そのものは、いつから計画が実施されているのか教えてくださいますか。

**○長間孝森林緑地課長**　地域森林計画について説明申し上げます。地域森林計画は、全国森林計画というのがございまして、この全国森林計画に則して、地域森林計画、これは沖縄県の場合は沖縄本島北部、中南部、宮古、八重山というふうな3計画区になっております。この森林計画というのは、5年ごとに見直して、10年を1期として計画を立てております。主な計画事項というのは森林の整備、保全に関する事項、伐採流木の材積、その他森林の流木地区の伐採に関する事項、造林面積に関する事項、公益的機能別施業森林の整備に関する事項、林道の開設に関する事項、森林施業の合理化、森林の土地の保全、保安施設に関する事項、これを森林計画のほうで定めまして、この計画に基づいて造林事業、伐採事業が進められております。

○上里直司委員 設置をする根拠、法律、この全国森林計画というのはいかなる法律に基づいて実施されているのか、これを管轄する官庁はどこなのかということ。それと、沖縄においてこの森林計画が実施された年度を教えてくださいませんか。

○長間孝森林緑地課長 地域森林計画というのは森林法に基づく計画でございます。法律的には森林林業基本計画というような森林林業基本法第11条に基づいて政府が定めております。それから、森林法第4条に基づいて全国森林計画というのが、15年の計画ですけれども農林水産大臣のほうで定めております。それから、森林法第5条に基づきまして地域森林計画、これは10年計画でございます。これは都道府県知事が立てて、農林水産大臣の同意を得ることになっております。それから市町村が、市町村森林整備計画を森林法第10条の5で市町村長が計画を樹立することになっておりまして、現在の森林計画は、平成16年から平成25年までの10カ年計画になっております。

○上里直司委員 私が聞いているのは、皆さんの記述は平成16年度からの話ししかないんですよ。だから何年度から、日本復帰の年からということなんでしょうか。それを教えてください。もともとの計画書というのはいつから始まったのか。

○長間孝森林緑地課長 この森林法の適用は、沖縄が日本復帰した昭和47年の5月15日から森林法の適用を受けております。

○上里直司委員 私今日は細かいことを質疑するつもりはありません。見直しに関するやり方がどうなっているかにポイントを絞ってお聞きいたします。

皆さんが5年ごとに更新するとおっしゃっておりますけれども、それぞれ平成17年と平成19年、私がいただいた資料は平成15年に出して、そして確か平成16年1月に発表したんですよ。平成17年にまた計画書が出て、平成19年に出てるんですよ、5年ごとに更新とおっしゃっている中身と、県が出している2年ごとの更新というのはいかなる関係なんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 1つには、森林計画区が3つあると申し上げましたけれども、これは沖縄本島北部・中南部、宮古八重山同時に策定するわけではなくて、今年度は北部地域森林計画の樹立の年になっております。

平成10年の10月の変更につきましては、これは全国森林計画、これが変更が

ございまして、この国の全国森林計画の変更に伴う変更でございます。

それから、平成17年の変更でございますけれども、これは森林法第5条第1項の規定に基づき計画した森林計画の内容の一部を変更しております。この内容の変更というのは林道工事と、要するに事業の実態に合わせて変更になっております。

**○上里直司委員** 皆さんのこの経過処理方針の御説明にあった中の、平成20年度に行う北部地域森林計画策定という説明がありました。そう考えると、今の林道のあり方を含めて、計画の進捗を含めて、この平成20年度で考えて平成21年度から実施する、またその新しい年度から実施するということを考えると、今渡久地委員から御指摘がありました、楚洲仲尾線も平成20年度で計画を見直す、またはその地元の要望等や、いろいろ自然環境の保全等に配慮するということに入らんでしょうか。そうすると、当然今の皆さんは平成20年度にやるのかと話をしたら、その辺はうまく答えられておりませんでしたけれども、そういうことを勘案すると当然平成20年度の実施というの難しくなることにはなりませんでしょうか。そのことの見解を聞かせていただきませんか。

**○長間孝森林緑地課長** 楚洲仲尾線は既に着工しておりまして、森林計画の期間中で工事が実施されております。ただ現在、ノグチゲラの営巣木が発見されたことから工事を中止しておりまして、それに伴って今環境調査を実施しております。この環境調査が8月に終わる予定になっております。

その環境調査の結果を踏まえて、地元、関係者、専門家の意見も聞きながら検討していきたい。ただ林道計画全般については、今年度見直し期間になっておりますので、全体的な見直しについてその中で検討していきたいということです。

**○上里直司委員** そうすると、この平成20年度に見直しをする事項に入っているかもしれないけれども、現在工事が進捗しているものについては、その対象とならないと、策定年度の変更を考える時期に当たっているけれども、進捗をしているからここは外して考えたいということなんですか。

**○長間孝森林緑地課長** 基本的に工事を着工しておりますので、これは国とも調整しまして、地元の要望等も踏まえて実施しておりますので、進めていく計画でございますけれども、ただ、環境調査をやっておりますので、その辺も踏まえて検討していきたいと考えております。

○上里直司委員 最後になりますけれども、今この計画の見直しをどう行うのか、年度ごとなのかという話を聞いたときに、法律の改正という話が出てましたよね。また、一部情報が変わるといような形がきっかけになるということだと思っておりますけれども、確かに森林法を所管している大臣が農林水産大臣ということで、そこが所管する問題かもしれませんが、今この話ししているのは、自然環境に関する問題も絡んでいるわけなんですよ、生物多様性の基本法というのが国会でも成立しているという、そうした法律の改正とか、制定に工事の進捗というのが、多少ならずとも影響受けると思っておりますよ。そこは今日は質疑しませんが、そういう他の法律との整合性、その他の法律が新しく変わる、特に環境の重要性が叫ばれている中ですから、そういうものが制定されている中で、現行のこの計画がそのまま続くのかどうか、続けられるのかどうかというのはやっぱり検討しなければいけないんじゃないかということをご指摘して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 経済労働委員会は初めてなので、今日は3件の陳情が出ておりますけれども、やはり南大東村の件も、ヤンバルの件も、特に私たち半数以上が新しい議員の方で、私たちも初めての経済労働委員会なので現場を見ていないというのが大変残念です。両方とも現場を見て、これから審査したほうがかえってよかったんじゃないかというのを強く感じます。渡久地委員が現場を見て詳しくおっしゃっていますけれども、そういう中で机上でしかわからないんですけれども、ぜひまず現場を見せていただきたいと強く要望をしたいと思います。それと、陳情第84号なんですけれども、その件も沖縄県内の森林県土面積が46%と言われている中で、林業の開発も必要だということは強く感じておりますが、今環境との共生のところではひっかかっていると思っております。そういうことで、ぜひ年度が10年計画の中で、半分はきているわけですよね、あとの5年間ということになりますけれども、その事業自体も実は全然イメージがわからないんですよ。それでその事業の流れ、フローチャートのようなものとか、また、予算規模がどれくらいなのかということも全く今知らない状況での審議に、私自身なっているものですから、そういうものとかをきちんと示していただきたいですね。そうしないと、わかっていらっしゃる皆さんもいるかもしれませんが、私自身勉強不足でこれから審議していく上で、今中止したほうが

いいという意見もいろいろありますけれども、事業の詳しい概要を提示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 森林計画書は現在、部数がございませんのでコピーで配ったりしておりますけれども、必要がありましたら提供したいと思っておりますけれども、今現地視察の話も出ておりますので、そのときにはできたら現在の概要等も踏まえて資料を作成準備したいと考えておりますけれどもよろしいでしょうか。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ、それを今沖縄本島ヤンバルのどの辺なのかと、正直地図でどのあたりなのかという想像も全くない中で審査に入ってますので、その辺をぜひお願いしたいと思います。せっかく計画しているこの事業ですので、できればいろんな意見も聴取しながら進めていただきたいという思いがあるんですけれども、その辺も今後、現場を見ながら慎重にみんなで審査していけたらと思います。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員から林道工事等をする場合、いろんな方の意見があり、その意味でも現地視察は必要があるので、ヤンバル林道の現地視察を要望するとの発言があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 さっき休憩中に申し上げましたように、例えば今環境を大事にするということもだんだん変わってきていますし、例えば今この前のG8環境サミットもありましたし、考え方も違って来るわけですから、全く同じような考え方でそういうものを進めるということにもならないと思っておりますし、また一方においてはヤンバルの利用についても、従来のような考え方ではなくて、やっぱり保護地区としての、あるいはこういうものの使い方というのも出てくるわけだし、いろんな角度からの考え方が変わってくるわけですから、それに合わせたような形での、森林計画を策定する場合も、また森林計画をローリングしていく場合にも、そういうことをやるべきだと思います。今そのかかわっ

た委員の先生方についても聞こうと思いませんが、いずれにしても先生方は専門家で、そういった世の中の動きというのも見てるでしょうから、これはきちっと我々もそういうふうに評価していきたいと思うんですが、やはり絶えずこれをきちっと皆さんがとらえていくことも大事ですので、そういうふうな考え方があるのかどうか。そこら辺、農林水産部長答えてみてください。

**○護得久友子農林水産部長** 今なかなか内容が理解できない中で説明しているんですが、やはり現場に行っていて、私たちも、見ていただいているいろいろやってる実態を把握していただいて、やはり議論すべきじゃないかと思っておりますので、ぜひ積極的にこちらから御案内したいと思っております。また今辻野委員からもありましたように、必要なデータを県議会事務局と調整して整えて提供したいと思っておりますので、私たちも林道ありきだけでなく、やはりどうしても林業をやってる方たちもおりますので、必要な分はどうしても必要ということでもありますけれども、やはり環境もとても大事だと認識しておりますので、その辺の調和とバランスを考えながらやっぱりやるべきであろうと思っておりますので、その辺は委員の御意見とか関係者の意見を聞きながら、やはり環境にも配慮した形の、今後の林業のあり方についてもしっかり議論していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

**○玉城満委員** 今までにそういう環境に問題があるということで中止し、もしくは軌道修正とか、そういうことをやったことがありますか。歴史上ございますか。

**○長間孝森林緑地課長** 林道につきまして、以前に八重山の石垣市のほうでカヌムリワシの営巣木があったというようなことで、路線を変更したという事例はございます。

**○玉城満委員** それと、私は1点だけなんですけれども、よくこういう自然を守るべきか新しいものをつくるべきかといったときに、陳情する側の調査とこれを執行していく側の調査がかなりずれているということと、こっち側はどうしてもこれをやらなければいけないという裏づけでやるものだから、すごく調査にずれを感じるんですね。ということは、私は陳情した側を県の中の調査の



中に取り込んで、一緒にやっていくという形をとっていかないと、毎回こういうお互いが言っていることが違うということだらけなんです。山だけじゃなくて海もそうなんですけれど。今後そういう調査のあり方というのを、もう少しやっぱり根本から変えていかないと、今後毎回こういうふうな、こっちはこうだ、あっちはこうだ、ということになるんじゃないかという気はしておりますがその辺はどうでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 事業を進めるほうと、環境を守るほうということで、意見がなかなか埋まらない部分がありますけれど、私たちも林道をつくるに当たって、いろいろ環境に配慮しながらやっておりますけれど、なかなかその辺の説明が十分にされていないという部分もあるということで、今回どうしても現場も御案内したいということでもあるんですけれど、やはりしっかりとお互いの意見を言い、出し合って進めるべきであろうと思います。

○玉城満委員 最後に、陳情した人たちに説明をすることじゃなくて、その人たちを迎え入れて、その人たちと一緒に今後ヤンバルをどうするかということを考える体制を、今後とも県は持たないといけないと思います。やっぱりこれだけ自然を大切にしないといけない。もしくは、沖縄が一番売りとしている海がかかっていることでもありますので、その辺は今後調査の仕方、これを進める上での組織のあり方もちょっと変えていかないと難しいんじゃないかという気はしております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時20分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る原油高騰対策について審査を行います。

ただいまの所管事務調査事項について、農林水産部長の説明を求めます。  
護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 原油価格高騰の影響と対策について御説明します。

原油価格の高騰は、漁業関係のみならず、全産業、国民生活に大きな影響を与えております。このため、特に影響の大きい漁業者に対する燃油高騰対策として、国においては、1. 休漁者に対する藻場の管理、干潟の清掃などの事業の実施、2. 省エネ操業形態への転換に対する補助、3. 協業化に必要な省エネ型船外機等設備の導入などに対する補助、4. 省エネに取り組む漁業者への低利資金の融資、5. 融資保証を行う漁業信用基金協会への助成などを行っております。県においては、1. 沿岸漁業改善資金による省エネ型エンジン設置等に対する無利子の貸し付け、2. 運転資金借り入れの際の融資保証を円滑化するための助成、3. 平成20年度から、燃油高騰の影響の大きい漁業者に対する漁獲共済の掛金助成を実施しております。

農林漁業者への資金面の支援として、沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業セーフティネット資金を新設し、燃油高騰などにより経営が悪化している農林漁業者へ、低利の融資が行われております。

また、税制関係では、道路を走行しない農業機械で使用される軽油について、免税証の交付などの手続を行った場合に、軽油引取税が免除されることになっており、その活用を促進しております。

県としては、今後とも、全国知事会等を通じて、国に対し、農林水産業における燃料・資材の低廉化や省エネルギー化技術の開発など、燃油高騰対策の強化を要請してまいります。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより農林水産業についてに係る原油高騰対策について質疑を行います。なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 さまざまな対応策を講じられているという話を聞きました。現状認識として、原油が高騰した昨年度から比べて幾らというような話は、皆さん自体で把握をしているのか。皆さんが管轄している分野で結構ですけど

も、農林水産業において原油高騰でどれだけの経済的な損失、また負担が重くなったか、経済の影響について教えていただけますか。

○護得久友子農林水産部長 漁船に使われる燃料のA重油についてなんですが、これは本会議のほうでも答弁しておりますが1リットル当たり、現在115.4円となっております、これは平成16年の4月の35円と比較すると約3倍の価格となっております。そのため、漁業経費に占める燃料費の割合としては従来15%から、現在約30%に経費が上がっております。

○上里直司委員 例えばガソリンの価格、私今回聞いたんですけれども、通常県内で消費されるA重油が例えば3倍上がったと話しされていますけれども、これは直近のほうは難しいと思うんですけれども、例えば今県内で消費されているA重油の量と、この115円を掛け合わせると、全体の経済的な負担が幾らになるかというのがわかると思うんですけれども、そういう資料というのはあるんですか。

○金城明津水産課長 漁業種類別に調べたのがございますので申し上げます。

まずマグロはえ縄漁業でございますけれども、これは年間の油の使用料というのが1経営体当たりおおよそ10万リットルでございます。平成16年の35円から約115円に値上がっておりますので、80円上がったということで約800万円経費が増加した。それから同じくソデイカ漁でございますけれども、ソデイカ漁業は年間1万4000リットルぐらい使うということでございまして、112万円程度の増加になると。以上主なもの、2つ調べております。

○上里直司委員 水産業だけに限って今質疑をしておりますけれども、漁業関係者からの話を今聞きますと、これを合わせると912万負担がふえたということなんですけれども、それだけではおさまらないような負担増のように受けとめています。だからもう少しこれ以外に、負担がふえるというような影響額があれば教えていただけますか。

○金城明津水産課長 漁業関係に限らず燃油の高騰に伴って各種の商品、資材等が高騰していると思うんですけれども、現在のところその資材等に係る原油の影響額というものについては把握しておりません。

○上里直司委員 そもそも論なんですけれども、原油が高騰した場合に県の制

度的な支援策というのがあるのかどうか。

それから国からの支援というものが、制度的にあるのかどうか教えていただけますか。

**○金城明津水産課長** 先ほど農林水産部長のほうからの説明の繰り返しになるかもしれませんが、まず国のほうから申し上げますと、水産業燃油高騰緊急対策事業というのを昨年19年度の12月補正予算で102億円ほど組まれております。その内容なんでもございますけれども、1つは省エネ推進協業体活動支援事業と言いまして、漁業者グループで省エネ活動を行う場合、例えば漁業者が輪番で漁を休んで藻場、干潟の管理をすとか、あるいは漁場生産力向上の取り組みと言っているんですけれども、それを行う場合に2分の1の補助をしますと。

それから新たな省エネの操業形態に取り組む実証事業と言いまして、例えばイカ釣りの場合なんですけれども、漁業者がグループでイカ釣り漁業をする場合に光をつけることによって燃料代も違いますので、光の量を落として省エネ操業に取り組んだ場合、どれくらいの燃料の省エネになるかということを実証して、そういう操業を展開したものというような実証事業に対する補助がございました。

それから漁業者がグループで協業化して、協同でできる作業を省エネに結びつけるという場合も、その協業化の施設の導入等に対する補助等がございました。それから低利の融資等、これが国の措置でございます。県がそういう支援している措置としまして、漁業者が省エネ型エンジンというものに取りかえる場合に無利子で貸し付けをするという融資事業。それから漁業者が運転資金を借りる場合に、漁業信用基金協会の融資保証を受ければ、融資が円滑に進むわけで漁業信用基金協会に対する、融資を円滑化するための助成というものを県でやっております。それから漁業経営の安定を図るという意味で、漁獲共済という保険の事業がございまして、この漁獲共済に加入する場合の漁業者に対する掛金の補助、県では以上3点を中心に現在支援しております。

**○上里直司委員** 私は恒常的に、原油が高騰することを想定した行政がされているのかどうかということを知りたいわけで、詳しく説明していただいても理解が深まったわけですが、いずれにしても緊急というか、想定していないものをある程度政府も緊急的な支援を行う、県も緊急的な支援を行うということだと理解してよろしいでしょうか。

さらに問題なのが、今、国もようやく緊急だと認めているわけですから、緊

急の度合いはまさに深まりつつあるわけなんですよ。今皆さんが説明してるのは、確かにそれに備えたものなんですけれども、さらなるその支援が必要だということで今、陳情ないし要望がきているわけじゃないですか。今話している以外に、さらなる支援策というものを検討はしていないんでしょうか。

**○護得久友子農林水産部長** きょう漁業関係者の大会がございまして、その要請を受けることになっておりますが、その辺も含めてお答えしたいと思います。県では全国知事会などを通して、国に対して漁業用燃料や資材の低廉化、省エネ技術の開発などを要望しておりますけれども、今年度はさらなる実効性のある新たな制度の導入など抜本的な緊急対策、それから新たな推進機関の導入、施設、設備等の省エネ化、天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発等の実用化など、これについては全国知事会等を通して国に要請するというので今月7月に知事会が神奈川県でございまして、その中の要望として既に盛り込んで提出する予定となっております。今後、漁業関係の皆さんの意見を聞きながら効果的な対策があるか検討していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

**○渡久地修委員** この問題は本会議、代表質問、一般質問で各会派共通して出されていると思うんです。私は、非常にこれは緊急性のもので知事を本部長とする緊急対策本部を立ち上げる必要があるんじゃないかということを行ったんですけれども、はい、立ち上げますとは言わなかったんですけれども、私はそれぐらい今重要な時期にきていると思うんです。特に本県の場合は、本土から離れているし、離島県でもありますし、有村産業株式会社の倒産とかいろいろなものがありますけれども、先ほどいろんなメニューが述べられました、国の支援策、県の支援策、県の支援策は県の単独予算ですか、それとも国の制度の中で県がやる予算、どちらでしょうか。

**○金城明津水産課長** 沿岸漁業改善資金というのは、国の補助を受けて県も金を入れて既に基金を造成したものがございまして、これからの貸し付けということになります。あとの2点、融資補償の円滑化と漁業共済の掛金、これは県単独事業でございまして。

○渡久地修委員 それで先ほど国の事業これ緊急事業、藻場の管理、要するに漁民が休んで砂浜とか掃除をしたら補助金あげますよということなんですけれども、これを受けている実績は今現在幾らありますか。

○金城明津水産課長 我が県ではまだ実績はございません。

○渡久地修委員 こういう状況なんですよ。ゼロなんですよ。それでもうちちょっとお聞きしたいんですけれども、農林水産部ですから漁業、それから農業、酪農も飼料高騰とかありますけれども、原油価格と密接に絡んでいるので、現に今の漁民でこの原油価格高騰で新聞報道ではもう漁に行くのもやめたと。行っても赤字だからもう出ようにも出られないという人たちが続出していると書いているんですけれど、その実態、全県に何名の漁民がいて現在何名が漁で出していない、あるいはこれから続けようかやめようかとか、既に廃業したとかそういう漁民、それから酪農家もいろいろ報道されましたね、もうスーパーから牛乳が消えていくと、こういう実態をつかんでいるか教えてください。

○金城明津水産課長 漁業関係について申し上げますと、燃油高騰により経営逼迫して廃業に至ったという事例はまだ聞いておりません。それから燃油が高くなったので、漁を今休んでいますという事例も具体的にはまだ聞いておりません。

○赤嶺幸信畜産課長 畜産課では毎年12月末調査で、しっかり調査をいたします。その時点で酪農戸数が108戸でございます。その後聞き取り調査によりますと、2戸廃業いたしておりますので我々の調査によりますと現在106戸となります。

○渡久地修委員 漁業ですけれども、聞いておりませんということなんですけれども、この聞いておりませんというのは調査した結果、聞いておりませんのか、あるいは調査していないがそういう話が、いろんな報告があつてのことなのか、要するに現時点のこういう危機的なものが今日も大会を開いて現に漁に出ても、赤字だから出ないという報道、私たちは直接漁民からも聞いてますよ。今出てませんよと八重瀬町港川の人たちも。皆さんはいつ調査して、報告を受けていませんということなのか、それから酪農にしても12月の調査ですか。最近と言っていましたけれども、これはいつ時点なのか教えてください。

○金城明津水産課長 漁業関係につきましては、沖縄県漁業協同組合連合会からの聞き取り調査でございます。それから沖縄県近海鮪漁業協同組合連合会というのがございまして、そこからの聞き取り調査でございます。

○赤嶺幸信畜産課長 毎年12月末調査で、直近の調査によります平成19年の12月調査なんですけど、それによりますと108戸、それから最近の6月時点によりますと、その後2戸の酪農家が廃業しておりますので現在106戸ということになります。

○渡久地修委員 漁民も私たちの聞いた範囲では、ほとんどが10トン未満というんですか、小さな船で漁業しているということで、もうとにかくやってもやっても引き合わないということで、悲鳴を上げているんですよ。それで今の国の緊急制度がもう漁民にとってもなじめない。このグループをつくって休漁して掃除をさせて、それだったら上げますよということで、だから利用者はゼロだと。これは利用できないと言っているんですよ。酪農家にしても、漁業にしても今その人たちが一番求めているのは直接支援なんですよ。原油が上がってもう大変だと、希望が持てないと。とにかくリッター当たり2円でも5円でも直接補てんする何らかのやり方を、直接個人にじゃなければ、漁業協同組合にでもやって、そういうような展望を与えればまた元気が出て漁に出ることができる。それからこの酪農にしても政府の価格安定制度とか、これまで追加補てんとかありましたけれど6月でなくなると、停止されているんですかね。だからそういう意味では直接支援というのがその人たちの大きな要望なんですけれども、この直接支援についてはどんなですか。私は検討すべきだと思うし、そして政府にも県としても私は要請する必要があると思うんですが、この辺どうでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 原油の高騰につきましては、漁業関係者だけではなくて全産業に及んでいるということで、全国民の生活にも大きな影響を与えておりますので、直接的な補てん措置は大変厳しいのではないかと考えております。

○渡久地修委員 いずれにしてもこの問題、全国的な問題でもあるし、私はそれ以上に、全国の大変な状況以上に沖縄県の被害というのは最も大きいと思うんですよ。私たちも今調査しているんですけども、長崎県が直接支援しているという話もあるんですけども、そういったのも調査していただいて、そし

て漁業、農業、酪農も含めて全部今の状況がどうなっているかということ、漁業協同組合連合会とかからの聞き取りとかだけじゃなくて、直接今の実態がどうなっているかというのを至急調査していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 今大変厳しい中で、漁業者、農業者の経営安定を図ることは非常に大事なことであります。そういうことで関係者の意見を十分聞きながら、今後対応策を一緒に考えていきたいという考えでございます。

○渡久地修委員 私たち議会としても、例えば政府の備蓄原油、これを今放出すべきじゃないかという意見とかいろいろありますけれども、とにかく緊急な事態なので、これは与野党を超えて超党派で今の問題、取り組まないといけない問題なので、急いで現状を県として把握していただいて、私たちは私たちが政府にも緊急な対策を求めていきたいと思いますので、しっかり調査もして私直接支援も含めて検討していただきたいと要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 この件は昨日までの本会議の中でも多くの方が出されておりましたけど、私も肉用牛の価格の問題とか漁業者の問題とか質問させていただきましたが、やはりこれは渡久地委員もおっしゃっていましたが、本当に業種は農林水産業だけじゃないんですよね。この原油高騰というのは後で審議される観光商工部もそうなんですけれども、それから運輸業とか建設業とかまたクリーニング業の問題、生活衛生の問題とか、また離島の振興に対してもすべてかかわってくるんですよ。それでやはり全庁的に、ただ農林水産部だけ悩むんじゃないで全庁的に各部門網羅して、本当に知事が先頭になって緊急対策会議を緊急につくっていただいて、やっていかないとこの問題は全国みんな一緒ですので、沖縄県が早目にその対策をしていただくことが大事じゃないかと思うんですけれどもいかがですか。

○護得久友子農林水産部長 直接補助じゃないんですが、そういった緊急対策も国、県のほうも捉えておりますので、使えるものはしっかりピーアールして使えるような形で指導していくとともに、今全庁的な対策を立ち上げるべきじゃないかということにつきましては、委員から要望があったということは、三



役にもお伝えしていきたいと思います。

**○辻野ヒロ子委員** 6月26日の原油高騰による緊急対策関係の閣僚会議の資料を入手したんですけれども、それを見てますと、各業種別にいろんな形で支援ができるんじゃないかと思うんですね。例えば水産業でしたら水産業の燃油高騰緊急対策基金を積極的に活用して、省エネルギー型漁業等への転換支援を強化する補正が102億円とかですね、また、緊急に資源回復を図る必要のある漁種等についても減船、休漁等への補償などもうたわれているんです。これも14億円とか数字まで出ていますけれども、例えば農林水産業でしたら配合飼料の価格安定制度もまとめられておりますけれども、そういうものとか本当に効率的なそういうコストの低減に対しての支援というのが結構うたわれているんです。そういうのに当てはまるのがたくさんあるんじゃないかという感じを受けるんですよ。ですからこういう資料は国会議員もいろいろな部会に入っておられるようですので、きのうも一般質問でお話ししましたがけれども、連携をとっていただいて緊急にこの対策はやっていかないといけないんじゃないかという強い思いがするんです。今もニュースを見ると、原油高騰のことしか出ておりませんので、特に私は離島に住む一人として、離島でのさらに輸送コストが高くなるために物価が物すごく上がって、本当にみんな厳しい状況になっているということを現実に訴えながら、抜本的に全庁的に本当にすぐ立ち上げてやるべきだと思いますので、それを強調して終わりたいと思います。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

**○当銘勝雄委員** この原油高騰というのはある意味では確かに恣意的にオイルマネーによってつくられたということもあるわけですが、しかし絶対的には不足していくということはほぼわかっていた話なんですよ。これは試堀がやりにくくなるという問題もあれば、あるいは発展途上国がどんどん使うようになるということからエタノール生産とまで踏み出してきたわけですから、一つの意味では予定されたものでもあるわけですから、今後の農林水産業の政策というのをこれを機会にやっぱりきちっと一つの方向づけをしていかないといけないんじゃないかと思うんですね。それはさっきありましたように、例えば省エネ型の漁船に変えていくとか、それだけではとどまらないと思うんですね。農業の部分においても、例えば今マンゴーを早出しするのであれば石油をたいて、ボイラーをたいて、その早出しをしていると。これもそういう意味では逆

にいうとできなくなるということですから、だからそれに変わる政策を、あるいは方法、技術を生み出していかないといけないんじゃないかと思うんですね。だから私はこれに対しての技術・候補といったものを編み出す状況にあると思うのです。これを今後どうしていくかということ農林水産部としては検討されていますか。

**○護得久友子農林水産部長** 今ありましたように、やはり今後食料の自給率の問題を含めて、例えば飼料の問題なんですけれども、特に酪農につきましては現在100%輸入飼料で養っているということで、その飼料の高騰をもろに受けているという状況になりますので、そういったものにつきましては過去には草地を持って、機械でちゃんと草をつくっていたんですが、それがなくなること特に私たちは遊休農地の解消ということで部を挙げて取り組んでおりますので、特にそういった遊休農地に対して自給飼料の草地を積極的にやっというということで、1つはそういうことを考えております。それとまた例えば豚の飼料としてイモの利用促進です。これにつきましては水田の二期作を利用した形でできないかというのをやっております。それからマンゴーの生産につきましては、一部農家で漸進化と差別化を図るためにハウスで暖房をたいているんですが、その場合実は東南アジア、外国からいろんな品種を導入しております。農業研究センターのほうで今試験栽培しておりますが、マンゴーにつきましては7月中旬がピークですけれど、前後に広げていくということで暖房してちょっと早出しをやり、後半には品種を変えて伸ばしていくという形で、マンゴー栽培を今後検討していきたいと思っております。

それから、これからまた肥料関係も高騰するということで60%、40%の上昇ということが報道でもありますけれど、その対策としては減農薬とか有機栽培の推進ということでは従来から取り組んでおりますが、今後さらにコスト低減を図るためには、そういった有機農業それから減農薬、例えばエコファーマー、それから特別栽培農産物の栽培についても、技術開発をしっかりとやって進めていきたいと考えております。1つの例として御紹介いたしました。

**○当銘勝雄委員** 今有機栽培に持っていくというのも1つの方法でしょうし、ここでやっぱり農業、水産業あるいは酪農含めて、今後の生産体制はどう変わっていくかという、吟味が必要だと思います。そして僕は一番ここは議論していきたいのですが、さとうきびのバカスの推肥化。これについてもやっぱりどんどん進めていくという、それがやっぱり減肥につながる。あるいは今肥料が高騰していくという、リン酸分がどんどん不足していくというでしょう。そう

いうものに対してやっぱりこういう形でそのときに利用していく必要がある。要するに一つ一つの話じゃなくて総合的に技術体系の面から、あるいは今後、何が農業生産体制に可能なのかという、これからやっぱり全庁的に取り組むべきじゃないかと思うんです。これをぜひやってほしいと。そうしないと他都道府県だってそれは同じですよ。基本的には値段は上がるわけですから。それに対してどう打ちかつかということですから、これでやってもらいたいなと思います。今まさしくこの本会議を通じて、さとうきびを除けば食料自給率がたった6%ということは、これはもう本当に恐ろしい話で、海外で干ばつとかあるいは逆の現象が起きた場合、沖縄の食料をどう確保するのかという、ここら辺が非常に心配されることなんだよ。私は絶えず言っているのは安保条約よりも食料の安全保障のほうがもっと重要ではと言い続けているわけなんだけれども、ここにきて生産体制が悪くなったのでは大変ですから、それに左右されないものをつくっていくということを考えてもらいたい。そしてまたもう一つは今の国の第一次産業に対する考え方というのを私はもう少し見直すべきだと思っています。やっぱり基本的に食料自給率は、今度は見直して50%ぐらいにもっていくというんだけれど、50%でも足りないですよ。基本的には70%とか先進国の最低は70%からもっていくという方向での設定をして、きちっとそれに対する第一次産業を見ていくという体制をつくっていくというのは大事だと思います。ですから、外国に打ちかつための、例えば認定農家をつくってどうのこうのとか一定の条件ができた農家に、あるいは水産業に対して補助していくという、こういうあり方ではないと思うんです。この地域そのものをきちっと、あるいは産業そのものを守っていくという姿勢がないと私は70%とかいう自給率は確保できないと思いますよ。そういうことですね、ぜひ頑張ってもらいたいと思いますが、農林水産部長、今後どういうふうに第一次産業を守っていききたいと考えておりますか。

○護得久友子農林水産部長 沖縄の農業は今ありました、一番需要の1つとしてさとうきびがございます。今委員がおっしゃたように、さとうきびは沖縄県の伊平屋村、伊是名村から与那国町までつくっておきまして、それをしっかりつくっていくということが、自給率向上にもっとつながると思うんですが、直接例えるものではないんですけど、やはりそれは県全体、それから国全体の自給率を上げるということではまた大事だと思います。特に沖縄県は離島ということで地域性がありまして、これは本会議でも答弁したことなんですが、やはり付加価値の高いものを沖縄県はつくって本土出荷していくということでありまして、やはり本土市場に出してしっかり勝負できるものは本土へ向けて出し

ていくということで、それによつては農家の経営を安定させるということと、それから過去につくっていましたが、例えば重量ものの出荷には大変輸送の問題で厳しいんですが、例えば大根ですとかニンジンですとか重量ものについても今後しっかりつくって行って地元で消費してもらおうということで自給率を高めていくということです。今ありますように、やはり食料は国内でつくるべきだという、全国的にもそういった認識が高まってきておりますので、それにこたえるためにしっかりつくって増産して、拡大していく必要があると思っております。そういう意味ではやはり今後とも、そういった特に制度で守られているさとうきびとかにつきましては、しっかり国のほうにそういった対応策も訴えて、制度をしっかり維持してもらって、農家経営が安定できるような形で要請、こたえて生産拡大していきたいと思っております。特にことしは、さとうきびにつきましてはやはり増産でことしから84万トンに回復しておりますので、これから3年後そういった形の今ある制度をしっかり対応して、それから国のほうに要請なりを訴えていきたいと考えております。

**○当銘勝雄委員** 最後に、沖縄県が今生産面積でも一番大きいのがやっぱりさとうきびですよね、このさとうきびというのは基本的に沖縄の農業を守るという基礎的なものに私はなると思うんですよ。もう一つは地域を守る。宮古、八重山とかあるいは小さな離島地域を含めて地域を守るという、こういう基礎になるというものだと思うんです。だからこれはやっぱり、しっかりやっつけていかなければならないと思っております。例えば国によってはブラジルなんて今砂糖の輸出国としては一番じゃないですよ、あんな大きな国なのに、全部輸出品に転嫁していると、逆にタイあたりがむしろ生産、対外的に輸出は多い状況でしょう。だから私はどんどんと食料が不足する中で、沖縄が一番きつくなる。地域の皆さん方の生産を守ってあげていかなければならない。例えば一定の基準じゃないとこれ認めませんと、あるいは機械化しないと認めませんよとか、あるいは耕作機を使うような形じゃないと認めませんよとか、という形の縛りをつくっていくことが地域の農業を衰退させていく。そこまで見ない限りは、我が国の農業というのは救えないと思うんです。これは一つの視点だと思っておりますので、そういう方向でひとつ頑張ってもらいたいということを申し上げておきます。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 いろいろと勉強させていただきました。原油の高騰についても、地元のそういう農業であるとか漁業であるとかそういうものを盛り上げるために、例えば私は一般質問のときにも感じたんですけれども、1つの項目の中に2人もしくは3人の部長がお答えするという、そういうふうなケースがありました。私はこれからはやはり農林水産部、観光商工部、文化環境部と、越権ではないけれども、ある種越権ネットワークみたいな、そういうもので物事を動かしていかないと絶対独自の部署だけで、何か動かそうとするとシンペーなってくると思うんですよ。だからもう少し、これはうちの部署じゃない、こっちはうちの担当じゃないということではなく、もっと越権をどんどんやっていただきたいという感じはするんです。そうすると、そのネットワークからすごい、やっぱりいい、ある種チャンプルーですよ、そういうものが生まれてくる可能性があると思うんです。私もいろいろあるんですが、あんまり話が長くなるといけないので、一応この越権ネットワークだけは、今後やっぱりやっていかないと私はだめだと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 1つ確認したいんですが、この原油価格の件で今からいろいろ県は作業していると思うんですけれど、もう現在国から畜産関係で補助金が入っているのがありますか。要するにこの飼料関係とか牛のえさの関係です。

○赤嶺幸信畜産課長 直接的な原油高騰でということではないんですけれども、畜産というのは配合飼料、その原料が海外にほとんど依存しておりますので、原油高騰による配合飼料価格の高騰というのがあります。そのため急激に環境が変わりますので、畜産経営は相当のダメージを受けます。その際に配合飼料価格安定制度というのがありまして、そこから今回のような、例えば高騰分、えさ代が高騰した分に予算の範囲内で補てん金を交付するという制度がありまして、その中には国庫が入っております。ちなみに平成19年度は1年間で約15億9000万円の補てん金が交付されてありまして、今回の予算措置で緊急対策で、畜産全体で738億円の追加緊急対策をとってもらいましたけれども、その中で事業実施が4月1日から始まるものですから、充ててちょうど今事業計画とかそれから事業説明、国の事業説明も受けまして、県でも早急に今回の緊急対策の事業の説明会を開催したいと思っております。国庫につきましては配合飼料価格安定制度の中で国庫をいただいております。

○中川京貴委員 今回の一般質問の中でも代表質問の中でも出てきて農林水産部長の答弁聞いてたんですけども、農林水産部長はその答弁の中で、そのお金が入ってきてそういった畜産関係に充てていますという説明がありましたけれども、これは基金に入っていなかったら充てられないんじゃないですか。すべての農家に当たりますか。基金に入っていない農家もこれに該当するんですか。

○赤嶺幸信畜産課長 原則的にこの配合飼料基金安定制度の中に加入している畜産農家が対象になります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産業についてに係る原油高騰対策について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情第70号の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 それでは、観光商工部関係の陳情につきまして処理方針を御説明いたします。

まずお手元に配付しております処理方針の目次を御覧ください。観光商工部関係は新規陳情1件となっております。

それでは、新規案件について御説明申し上げます。1ページをお開きください。陳情第70号県産品の優先使用に関する陳情、陳情者は沖縄県工業連合会会長島袋周仁外4人でございます。

陳情要旨は省略し、処理方針について御説明いたします。

1. 県は、昭和59年に県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針及び大型プロジェクト建設工事発注方針を策定し、県内企業への優先発注、県産品の優先使用に取り組み、県内企業の育成強化に努めてきたところでありま  
す。県発注の公共工事においては、特記仕様書の中に県産品の優先使用を明記し、その取り組みを積極的に進めております。

さらに、毎年7月の県産品奨励月間には、沖縄県工業連合会を初め19団体で構成する県産品奨励月間実行委員会と連携し、県産品奨励街頭キャンペーン等を行っております。

産業まつりにおいても、優良県産品として選定された飲食料品や生活用品等の推奨状を交付するとともに、展示等を行い、生産意欲の高揚と県産品の普及に努めているところであります。

2. 県は、県発注の公共工事において県内リサイクル資材の使用を促進するため、リサイクル資材評価認定システム運営事業を進めており、リサイクル製品の優先使用については、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上が観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○玉城ノブ子委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 陳情第70号ですが、この陳情の趣旨はそのとおり推進する立場からなんですけれども、最初なので確認を含めて質疑させていただきたいんですけれども、ここで言っている県産品という概念といいますか、それとこの陳情書の中に自給率が6パーセント伸びた場合の経済効果は、生産誘発額で803億円、雇用者誘発数で1万1851人と書いてあるんですけれども、現在のいわゆる県産品の使用率というのは幾らなのか、わかるのであれば教えてください。

**○仲田秀光観光商工部長** 県産品の定義については、特に規定というのはいないんですけれども、それぞれ県産品の奨励月間とかということで、製造業製品に

ついて県内で製造、加工されていること、それから製造、加工について付加価値をつけることでその前提として材料に何らかの加工を加えるということで、単なるパックとかそういうものは含めないといった概念で、単なる袋詰めというレベルの加工は含まないということで定義といいますか、そういう概念で進めております。

それから、現在の県産品の自給率、総需要費の中に県内の企業がどれだけ給付しているのかという比率は平成2年が30.6パーセント、平成7年が32.6パーセント、平成12年が33.4パーセントでございます。これは統計が産業連関表という2次加工で作成される表を使っておりますので、今平成12年が新しく、平成17年の表を使ったものが現在作成中ということですよ。

○渡久地修委員 特に先ほど県発注の公共工事のことを言うておりましたけれども、そこでの県産品の使用ですが、全部じゃなくていいんですけども、例えば県発注の公共工事で一番大きなウェートを占めるのは上位5番目ぐらい、例えば鉄筋なのかコンクリートなのかとかいろいろあると思いますけれども、こういったものでもしわかるのであれば教えてください。

○仲田秀光観光商工部長 処理方針で説明しました優先使用に係る基本方針で、その実績を毎年集計してございますけれども、平成19年度はまだ集計中でして、平成18年度で申しますとトータル件数で2255件、そのうち県内企業の受給件数が2194件、それから県外企業が21件、県内と県外のJVですね、共同企業体が40件、これは件数でございます。金額で言いますと、886億円が総額です。そのうち県内企業の受注額が755億円、率にしますと85.3パーセント、県外企業が1億7900万円、それから共同企業体のほうが128億円ということで、件数の比率は説明しませんでしたけれども、2194件の比率は97.3パーセントでございます。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から県産品がどれくらい使われているかとの質疑であるとの補足説明があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

仲田秀光観光商工部長。



○仲田秀光観光商工部長 建設資材で主な品目ということで11品目ございますけれども、比率が大きい順に言いますと、100パーセントがコンクリートパイプとかワイヤーメッシュ、それから生コンクリートを除いたセメント、それから鉄筋、高架水槽水タンクです。そういったものが主な品目です。

○渡久地修委員 今度の優先使用についてとあるんですけども、今上位はほとんど100パーセントでありますけれども、これから高めていくとしたらどういったものがありますか。要するに低いほう。

○仲田秀光観光商工部長 これは高めていくというよりも、公共工事の性質によりますのでできれば県内の原材料と言いますか、そういうものを使っているものを高めるというのが原則でございます。

○渡久地修委員 最後に、先ほど県産品の定義の話がありましたけれども、よくお土産ですね、お土産が観光客に対して沖縄産と書かれているけれども、実際には東南アジアでつくられているものじゃないかといろいろありますよね。これが話題にもなったり、改善するべきという点があると思いますけれども、そのお土産についてはどういうとらえ方をして、改善点があるのか、どうしようと思っているのかお聞かせください。

○仲田秀光観光商工部長 これは要するに表示の問題ですね。適正に表示されているのかどうかということの問題で、それぞれ観光の関係で表示を審査する、チェックする機関と言いますか、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会がございまして、そこで毎年チェックをして不当表示がないようにと指導はやっております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 今、陳情文書と処理方針を読みますと、建設業だけに集中しているような感じがするんですね。項目の1、2を見ると今後引き続き県産品の優先使用について啓蒙啓発に努めること、それから再生資源等を用いて製造された県産品リサイクル製品についての優先使用ということに対しての処理方針が何か偏っているような感じがするんですね。私だけでしょうか。そういうことでもっと幅広く社団法人沖縄県工業連合会がやっておりますので、

いろんな県産品があるじゃないですか。その件についても何か考え方があるのか教えていただけますか。それとも陳情のときに建設業関係は主という話があったのかどうか教えてください。

**○仲田秀光観光商工部長** 建設業については、県が発注する場合に特記事項でこれを使ってくださいという指導ができるんですけども、一般の製造業の方々はそういった指導はなかなかやりにくいと言いますか、それぞれの創意工夫でやりますので、したがって県が発注するものについてはそういった指導、それから公共団体、公共機関には依頼もできるということでやっております、県が購入する場合の物品ですね、それについては一応状況を把握しておりますけれども、なかなか県内で製造されるというのは我々が使っている備品とかそういうものはないんですけども、数字的にはそれは把握しております。

**○辻野ヒロ子委員** 例えば、県産品の奨励月間にちなんでかりゆしウェアの普及とか、そういうものとかいろんな県産品があるじゃないですか。そういうものの啓蒙啓発と私はそういう部門もみんな入るんじゃないかなという感じがして、何か県内企業の建設業にこだわっているような気がするんですね。そのあたりなんですがいかがですか。

**○仲田秀光観光商工部長** それはまとめ方が数字で把握しやすいのが県が発注する工事なんですけれども、辻野委員がおっしゃるようになりゆしウェアとかそういったものも県産品という位置づけで奨励しておりますので、社団法人沖縄県工業連合会を中心に我々県も実行委員会に加入していますので、農水産物を学校給食等で使ってもらいたいということで、奨励月間には役員が直接小学校、中学校に行って、児童たちと一緒に給食を試食したり、各製造業社に実行委員会の方々が回って県産品の使用をよろしくということの運動は行っております。数字的な把握はこういった公共工事のほうが前面に出てきていますけれども、行動としては県産品の愛用運動キャンペーンは行っております。

**○辻野ヒロ子委員** それと、産業まつりが行われますよね。そのときもほとんど県産品を販売しますけれども、昨年から八重山地区での産業まつりは、八重山青年会議所の皆さんが主体となってやって、観光商工部長もことしもいらっしやっていましたけれども、それを見て本当に若い人たちが関心を持つ、高校生のブースが3カ所ほどあって、すごく人気を呼んでいました。自分たちで商品を開発したり、地元の食料品、工芸品とかを売ったり、そういう形でとても

若い皆さんが県産品に対して関心を持つよいチャンスだと思うんですね。そういう意味ではグッジョブ運動にも関連してきますし、県内の産業まつりのあり方もその辺のことを参考にさせていただけるような形に持って行ったら、また若い人たちにも県産品のありがたさをアピールできるんじゃないか、啓蒙になるんじゃないかと思いますが、観光商工部長の見解をお聞かせください。

○仲田秀光観光商工部長 産業まつりについてはかなりの期間、県が主導してやってまいりましたけれども、ここ数年民間での自主的な運営ということで、沖縄本島でやっているものについては社団法人沖縄県工業連合会が中心に、それから八重山地区で行っているものについては八重山青年会議所、宮古島地域では商工会議所が中心に、それぞれ地域が中心になって進めているということで創意工夫がなされています。北部地域ではまた北部の市町村会を中心にやっているということで、その中に若い方々、高校生とかが実際の業務の体験をしようという形で疑似の会社をつくって運営をしているという実例もございます。かなり主体的な取り組みができていて、県産品の利用とか地元の産物にかなり関心を持ってきているのではないかという印象を受けています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 今回の辻野委員の関連でありますけれども、公共工事以外の物品購入、商品購入等の割合を把握しているという話をしていましたし、学校給食の食材等の県産品使用というのも把握されているということですが、データは皆さんのほうで一括して把握しているのでしょうか。もしそういうものがあればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 物品の調達については把握しておりますけれども、学校給食については把握していなくて、現にそういう場に行って直接県産品を利用してくださいというお願いをしながら子供たちと一緒に給食を試食しているということで、ちょっとそこは把握できていないんですけれども、沖縄県が実際に調達している物品については把握しております。例えば平成18年度で大きな分類で言いますと消耗品と印刷、備品そういったものなんですけれども、絶対数でいくと契約件数が4622件で、そのうち県内企業の受注企業数が4562件という数字です。全体の構成比は98.7%で、これは後で資料を提供したいと思います。

○上里直司委員 先ほどの渡久地委員の質疑を聞いていても、私たちが質疑をしているのは品目ベースでどれくらいなのかという問いかけをしていましたけれども、どうも返ってくる答えは件数ベースの把握であって、品目ベースでの割合というのは把握されているのでしょうか。つまり4622件の契約件数のうち4562件で98.7%の割合ですけれども、これは企業が県内の企業であってそこで扱うのが県産品であるのかどうかというのは別だと思えますよ。だからそれは把握しているんですか。件数ベースの企業が県内企業というわけではなくて物品ベースの割合は把握していますか。

○仲田秀光観光商工部長 この物品や備品については県内なのかどうかは把握しておりません。

○上里直司委員 先ほどもありましたけれども、県産品の自給率が33.4%という状況ですが、皆さんも県産品奨励を勧める立場ですから、やはり平成12年度からしたら8年経っているわけですから、最新のデータをとられる考えはないのかということが1点で、もう一つは平成12年の値が出ておりますけれども、皆さんが目標とする値というのを設定しているのか、また設定するつもりはあるのか、その2点をお聞かせください。

○仲田秀光観光商工部長 平成12年というのは産業連関表を作成するときに自給率というものも把握しているということで、今現在は5年ごとに産業連関表はつくってございまして、産業連関表は既に出された統計を集約して作成する表なので、2次加工でかなり時間がかかるんですよ。そういう意味で時期的におくれる、現在は平成17年の作表を進めているというのが実状でございます。

それと、目標値については特に何パーセントということは設定しておりません。

○上里直司委員 今後その目標値を設定するお考えはありませんか。

○仲田秀光観光商工部長 これはもう少し研究しないとなかなか、直接沖縄県がやるという話ではなくて、それぞれが製造する場合の創意工夫がありますので、今のところもう少し研究を要するという考えであります。

○上里直司委員 研究を要するというが、これだけ県産品の愛用を勧める団体

が陳情に來られていて、皆さんも勧める立場ですから、政策的に勧める手段が必要だと思うんですね。だから目標を定めて、その目標に到達するためにはどうするのかというのを出される必要があるんですけども、どうもそれが見えないというのはやっぱりもう少し県産品使用について、もう少し力を入れていただく必要があるんだなと思っています。最後なんですけれども、社団法人沖縄県工業連合会、陳情されている方が経済効果の調査をされていますね。自給率が6%伸びれば803億円、雇用者誘発数も1万1851人ということですが、その調査というのは皆さん方もその調査を是とすると言いますか、この調査を使って県内の県産品の使用とかそういう効果を図ろうとしているんでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 社団法人沖縄県工業連合会も県内の研究機関に委託をして、比率を出しているわけでございまして、そのもとになっているのが県の産業連関表とかという話になっております。ですから、県は今のところ基礎データと言いますか、そういったものを作成していますけれども、自給率が何パーセントという先ほどの説明に戻りますけれども、設定までは至っていないという状況です。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 先ほどの上里委員の質疑の延長になりますけれども、平成2年が30.6%、平成7年が32.6%、平成12年が33.4%と、こういうように若干伸びはしてきていますが、そうすると県産品の使用率というのはこういうものかどうか。

○仲田秀光観光商工部長 現実はどうなっているということで、どこまで伸ばせるかというのが運動の効果と運動の浸透のしぐあい、それと原材料の供給というのが限られていると、製造業が県内に十分に育っていないという環境があると思います。

○当銘勝雄委員 例えばほかの県で地場産業と言いますか、県産品を徹底的に使ってかなりの技術を高めているという事例はないですか。

○仲田秀光観光商工部長 特にそこまではほかの県までは十分には把握しておりません。

○当銘勝雄委員 例えば鹿児島県の焼酎、これはどこに行ってもこの焼酎は売れている。それぐらい地元で使う場合も一にも二にもこれというように使われているんですよ。恐らく鹿児島県は高いんじゃないかと思ったりもするわけですが、これは数字を持っているわけではないです。ただ感触で言っている話なんですけど、そこについては求めませんが、私は2つの面から質疑したいんですけど、1つにはこの県産品を使用奨励するために、これは使用奨励月間となっているが、これは県のほうが中心なんですか、それとも社団法人沖縄県工業連合会のほうが中心なんですか。

○仲田秀光観光商工部長 社団法人沖縄県工業連合会が中心となって、県もそのメンバーに入っているということです。

○当銘勝雄委員 そこで、これについても過去昔から県産品愛用をやっているわけですがけれども、どう変わってきたという何か目に見えて変わったものを挙げられますか。

○仲田秀光観光商工部長 運動のあり方という形で説明しますと、当初昭和29年に琉球政府が音頭をとり、島産品愛用運動ということからスタートしております。それは琉球政府、琉球工業連合会、農林水産協会、琉球商工会議所そういった共催で発足しております。昭和44年にこれが県産品の愛用運動ということで名称を変えて、それから昭和50年に県産品使用奨励運動に引き継がれております。それに連動して沖縄県は昭和59年に先ほど説明しました県内企業の優先発注と県産品の優先使用方針を策定して、県産品奨励月間とかキャンペーンとかという運動に取り組んでいるというのが運動全体の流れでございます。

○当銘勝雄委員 先ほどの説明は平成2年からの数字を示してもらったわけですが、昭和50年ごろに今のようなスタイルになったときの県産品の使用率と言いますか、これはどれくらいあったんですか。

○仲田秀光観光商工部長 平成2年からの数字を算出しております。

○当銘勝雄委員 そこで、今県も入って社団法人沖縄県工業連合会が進めている県産品使用奨励について力の入れ方と言いますか、どういうところに力を入れられているんですか。

○仲田秀光観光商工部長 県産品奨励運動をやるときに、社団法人沖縄県工業連合会がそれぞれの分野で集まってやっていますので、ことしはこの分野に力を入れようと特定の分野に限った運動は今まで特にはやっておりません。全体的に底上げということでの運動をやっております。

○当銘勝雄委員 今のどこに問題があるのか、そこをどう使用してもらうか、これはある程度力を入れる力点を置かないとマンネリズム化になる可能性はあると思うんですよ。ですからぜひ次年度あたりからやる場合は、どこにどう力を入れていこうとか、どの分野が特に使用されていないのか、物は使用されているが県外品であるのではとかというような分析のもとで、ここに力を入れていこうとかそれが出てくるんじゃないかと思うんです。それから、私が日ごろ感じることなんですが、県産品を使用しやすい状況と言いますか、条件と言いますか、そういうものをつくっていくのも大事じゃないかと思うんですよ。特に社団法人沖縄県工業連合会が中心的な役割を果たしているのであれば県内の製造業でつくられた物が、一般県民があるいは企業体を使いやすいような状況をつくってやるということが僕は大事じゃないかなと思うんです。これは一例になるかどうかはわかりませんが、例えば携帯電話の充電器ですが、これは携帯電話を買うごとに違ってくるんですよね。機種が変われば全部変わる。こういう物こそ無駄なもので、県内企業がつくるならばグッドデザインとまではいえないかもしれないが、県民が利用しやすい製品という形で売り出せば、どんどん使っていくと思うわけですよ。ですから県民が使いやすいあるいは企業体がいやすいような状況をつくってやるというのが大事じゃないかと、そういうものはないですか。

○仲田秀光観光商工部長 直接製造について我々が具体的に指導するということはないので、それぞれ社団法人沖縄県工業連合会の中で工夫されていると思うんですけれども、県がやっていると言いますか、少なくとも県民が買いやすいという状況をつくるという意味では優良県産品ということで推奨マークをつけまして、このマークがあるのは県としても安心して売れますと、安心してこれを購入してくださいということで、毎年産業まつりで表彰している。その前に出品者から出してもらって、推奨マークがほしいと言いますか、いただきたいという場合には審査をして、当然表示の仕方、内容、そういうものをチェックして推奨するということはやっております。これはどの分野ということではなくて、どの分野からも出してもらってすべて法律的な問題はないか、内容に

問題はないかというチェックはしております。そういった製品についての信頼性は持たすような努力はしております。

○当銘勝雄委員 それも1つのよいアイデアだと思いますね。それ以外にも使用しやすい、例えば機械的にあるいは物理的に使用しやすいというものをつくっていくというのも非常に大事じゃないかと思うわけですが、県産品を使用するにはいろんなアイデア、方法があると思いますので、それはぜひ工夫していただきたいと思います。

もう一つちょっと聞きますが、地産地消これは特に農水産業の分野でもあるいは観光商工分野もやっているわけですが、県産品使用と地産地消とはどういうかかわりと言いますか、持たせていくのでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 当銘委員がおっしゃるように地産地消については現在ことしから法律ができています。農水商工連携でそれぞれの地域でできる産物を二次製品を加工して、そういった製品に持っていけるという流れをつくっていくということで進めております。したがって、地元でできるものをいかに付加価値をつけて加工していくかということが大事かと思っておりますので、その辺はそれぞれの分野が連携して進めております。

それから、ちょっと戻りますけれども製品に対する工夫というものについてもこの実行委員会の中には発明協会という分野も入っていますので、それぞれ意見交換をして得意分野を生かしながら情報交換をやっている。そのイベントとしてあるんですけれども、大きいのがやはり産業まつりで、それは県内の物をいかに使っていかに売り出そうかという運動の1つでもあります。そういった運動はさらにもっと県民の評価を得るような運動にしていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 今、県産品の使用奨励、主に商品に対する奨励が議論されている感じがするんですが、優良県産品をつくり出す、生産する、それを奨励すると言いますか、商品開発ですね。沖縄県の民芸品と言われながら案外県外でつくられたものであるとか、県内のものよりなかなか見た目もよくて値段も安いと。そうすると競争では負けてしまうという話がある。いかによいものを安くつくるかと、この辺に対しても力を入れる必要があると思うんですがこの辺



はどう考えますか。今、消費の話がされていますが、つくる側の商品開発の部分、アイデアとか開発に対する奨励的な施策と言いますか、支援、助成についてはどういうことをやっていますか。

**○久場長武産業振興統括監** 新製品の開発とかについて、県のほうでイノベーション事業とか、そういう形で研究開発の支援とか、あるいは製造業の製品の開発とか、デザインの開発支援とかそういった施策をこれまでやってきております。

**○具志孝助委員** 観光関連産業で連携して消費を高めていく、消費高が少ないとかというような問題の中でいかに県産品が取り扱われているか、売られているのかというところは基本的にそういうような商品を開発している段階からの問題だと思うんですね。それと市場で沖縄県の民芸品に類するようなものが案外例えば琉球人形とかとよく言われたんですけども、県外でつくられたものが売られているとか、この辺の調査というのはやったことありますか。

**○松本真一参事監兼観光交流統括監** これはちょっと古いんですが、平成15年度に沖縄特産品実態調査という事業をやりまして、県内外の消費者、事業所の調査、これは目的としては沖縄ブランドの構築の方向性を提言しようということだったんですけども、その中でどれだけ県産品が使われているのか、どうつくられているのかということ調査をした事例はございます。

**○具志孝助委員** それで問題として意外と沖縄県の民芸品らしいけれども、実は外から入ってきたものであるかというようなものが扱われているというのは数字としては出てきていないのでしょうか。

**○松本真一参事監兼観光交流統括監** 今手元に数字はございませんけれども、記憶の範囲では70%程度が県産品だったという調査結果だったように記憶しております。

**○具志孝助委員** 3割の物が実際は沖縄県産ではなかったというようなことが出てくると、先ほどの県産品の受給率が1%上がったらどうなるというような数字からすると、恐ろしい話なんですよ。3割もというのがあると。そういうものの対策が大変大事だと思っております。これは問題指摘をしておきます。

それから、もう一つは直接この陳情の県産品の優先使用とは若干違いますが

れども、委託事業の話と言いますか、例えば一例を申し上げますと今本土資本が入って外資系になった大手のホテルが結構市内にもありますよね。そこの仕事に県外業者がどんどん進出を凶っている。価格競争の中で安ければいいという感じで、価格競争の1つの例としてビルメンテナンス、清掃業ですね。あるいはリネンサービス、こういうものも県外がどんどん入ってきて、外資系の企業というのは継続して地元の事業として継続的に発展していこうと、そして従業員ともよい関係を持ってやっていこうという目的じゃないんですね。一時的にでも営業成績を上げてすぐ転売すると。これが外資系の大体のやり方なんです。そういうような外資系企業の中で県内の業者がどんどん泣かされていくという実態が聞こえてくるんですよ。そういうような意味で今後相当問題になってくるなと思っているんですが、この辺の問題意識というのは聞いておられますか。県外業者が県内の産業にどんどん入る、公共工事の受注の問題はよく言われるんですけども、案外県内の事業に県外業者が参入していると。価格競争で一時的に安く受けて受注をしてやっていく。そして県内業者がつぶれたところにしっかり利益を上げていくというような動きがあちこちで見られるという話、1つにはビルメンテナンスあるいはリネンサービスの話もある。

○仲田秀光観光商工部長 会社の経営にどういった資本参加をするかということとは経済の動きの中で決まることで、行政が入ることはできないんですけども、ただそれを運営する場合に単なる利潤追求だけやってもらっては困るので、やはり適正な競争の中でサービスを保ってもらおうという意味では我々は沖縄観光をリーディング産業として位置づけているので、沖縄県のホテルないしは沖縄観光の水準を落とすようなことでは困る。そういった場合には何らかのアクションも必要かなと考えております。

○具志孝助委員 問題の指摘で終わりたいと思っているんですが、意外と外資系はいわゆる市場第一主義で、市場原理が働いて、どんどん競争の世界に入っていくんですね。そこで地場産業は生きておれないというような状況の中で、価格競争だけで評価をされていくと、とてもじゃないけれどついていけないという状態がもっとも今後目立ってくると思うんです。これについても今後確かに民間事業の経営の自由の範疇ですが、どうしてあなたたちは県内の業者を使わないで県外業者を使うのかと、民間企業に立ち入ることはなかなか難しいと思うんですが、その陰で結局雇用の問題が出てきたり、どんどん県内産業がつぶれていくというような状態が出てきてからでは大変問題だと思っています。だから今から心して、外資系の会社が沖縄県へ進出することによって、こ

これまで一緒になって共存共栄を図っていたというような経営形態がどんどん壊されていくというのがこのごろ目立ってきているような感じがするんです。そういうような経済がグローバル化した中で、そういう問題が惹起していると思いますので、心して雇用の問題についても関心を持って見守っていきたいと思います。民間事業に対して我々が介入できないとかという建前論でこれを避けて通っては、県内の弱小と言いますか、中小零細企業の方々が泣いてしまうというようなことになりかねませんので、陳情と直接関係しませんけれども、そういうような側面も持っているということをおの機会に指摘をしておきたいと思っています。

○仲田秀光観光商工部長 御説明がちょっと不十分だったところがありました。補足して説明しますと、県内企業への優先発注の県産品の使用について、約130の団体、これは行政機関も含めて大手の企業も含めてやっておりますけれども、今回各施設に物品とか調理の原材料の購入に際しても宿泊施設のほうに追加で文書を入れたんですけれども、そういった調理原材料の購入に際しても県産品を優先的に使用していただきたいという要請をしております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員 今は県産品奨励月間ですよ。イベントもやっていますよね。それに社団法人沖縄県工業連合会がそれを受けてやっているということですか。県は補助金か何か出されているんですか。

○仲田秀光観光商工部長 社団法人沖縄県工業連合会を中心に実行委員会でやっていますので、県は負担金を出しています。額は正確ではないんですけども、40万円から50万円です。

○玉城満委員 社団法人沖縄県工業連合会にも少しは県のほうから物は言えると思うんですが、今聞いていると大体が物品ですよ。県産品のイメージというのはみんな物なんです。実はこの仲間に加えていただきたいのは空気産業、僕らのように芸術関係をやっている空気商売の皆さんのデータをそろそろとったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。例えば沖縄県の県産品であるCDだとかDVDであるとか、芸人がどういうイベントをしてどうしたかと、これも全部県産品、空気商売でして、前まで祭りでは、つい最近から変わったと思

うんですよ。15年くらい前に変わったと思うんですよ。大体ヤマトから歌手を呼んだり、ヤマトの芸人を呼んできてこの祭りでハナヤカシテいたんだけど、今自前のタレントで十分自分たちの地元の祭りを盛り上げることができているんですね。ということは、同じ県産品、空気産業も県産品映画と言いまして、つい最近にもやったんですけれども、あのようなものも一つの仲間に加えると先ほど当銘委員がおっしゃったマンネリ化のようなものを打破できると思うんですね。その中に空気産業の人たちも仲間に入れてどんどんやっていると、いろんな案が出てきてマンネリ化を防ぐことができるということですね。それともう一つ、うちの会派からの質疑もあったんですけれども、県産品を扱っているところの店舗に沖縄ちゃんですか、ヤマトでは地産地消をしているところの店舗には緑のちゃんがかかっている。だからそこに入っていくことによって県産品をもう少し奨励しようと県民がアクションができるわけですね。そういうアクションができる仕掛けをこの県産品奨励月間を運営している団体に持ちかけないといけないと思うんですね。それと県産品を使うことによって、ある種の特典がないとみんな県産品を選ばないようで、そういういろんな仕掛けも指導していくということが今後必要だと思うんですよ。その辺に関して、空気産業に関しては質疑は1つだけです。その空気産業に関してはどのような感覚でおられるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

**○仲田秀光観光商工部長** 県産品の奨励月間とか奨励は今、社団法人沖縄県工業連合会で先ほど当初は島産品愛用と述べましたけれども、これは製造業がスタートになっておりまして、製造業で県産品、それから加工された物、現在そういう位置づけでやっております。玉城委員がおっしゃった、そういった空気いわゆる芸能・文化産業そういったものが新しい分野として加入できるかどうか、それは社団法人沖縄県工業連合会とかそれぞれの分野で議論を進めながらやっていただくのではないかと思いますけれども、少なくともこの運動の中では県内の芸能人、7月1日のときには津波さんとかユーリキヤーの方々と一緒にやっております。ただ運動の中では今は製造業なのでそこに芸能、文化がどういったかかわりができるかは今後の課題だと思います。

**○玉城満委員** そろそろ大きな産業になりかけているんですよ。音楽産業も沖縄発の文化産業が大きな産業になりかけているから絶対にこの仲間に入れたほうがいいし、そのデータは絶対にとっておいたほうがいいと思います。多分かなりの売り上げをしていると思うんですよ。後々そういう説明ができるようにするためにも考えていただきたいなと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 リサイクルとよくみんな言うんだけど、リサイクルのコストの問題というのは非常に難しい問題がありまして、この陳情第70号の記2で書いてある話に少し焦点をあてて言わせてもらいますと、多分コンクリート産廃とかアスファルト産廃、それとリサイクル材の話とされているんですが、どうしてもコストが高くなりますよね。これは例えば資材単価に入れて採掘が幾ら、どうのこうのと言うときに、どうしてもやはり低価格を選ばないと会計検査で引っかかるとかいろんな問題があると思うんだけど、この辺について何らかの処置を講じればそのリサイクルの材料の需要が伸びる。つくるほうも一生懸命頑張れるというラインがあるはずなんですけれども、この辺についてリサイクルということを口では言うけれども、またやらなければならない課題で、コストがかかるというテーマが現場でぶち当たっていると思うんです。その辺に対してある評価をしてあげてこの品物については何らかの形で新商品と同製品なんだと、その辺について何かフォローしてあげられないのか。評価をしてあげないとどうもこのリサイクルの需要という問題は解決できないような、場合によっては新品を入れたほうが安いという話が多いので、その辺について環境という付加価値をどこでだれがフォローしてあげるかという部分が非常に重要な課題かなと思います。いかがでしょうか。

○田仲康彦技術管理課副参事 土木建築部で発注しているリサイクル資材がございましてけれども、現在沖縄県リサイクル資材評価認定制度ということで、認定を受けた県産の資材を優先するという事で特記仕様書等を書いて優先使用を図っているところでございます。

○座喜味一幸委員 何かコスト等について問題はありませんか。その評価認定制度でコストそのものに対していろんな問題が出てきていると思うんですが。

○田仲康彦技術管理課副参事 コストについては資材の種類によりますけれども、物によっては優先に使用するという事で、コストにかかわらず使用するという物もございまして。

○座喜味一幸委員 これは実際に現場で発注する側として、会計検査等の問題

というのはあるんですけども、その辺に対しては何かフォローできるんですか。

○田仲康彦技術管理課副参事 設計書で計上する場合に、リサイクル製品、例えばコンクリート塊とかそういうものが建築工事で発生しまして、新たに路盤材とかに変わるようなリサイクル製品がございます。コストには距離と単価がございますけれども、ある一定の距離以内でありますと、コストにかかわらずリサイクル製品を優先するというようなことで、先ほどの特記の中でうたって使用するようにしてございます。

○座喜味一幸委員 いろいろと問題があって、多分奨励していく分には大いに結構なんだろうけれども、地域によっても違うし、できるだけ使っていくべきだという話は大いに賛成なんだけれども、その辺の整理をしてあげないと多分なかなか普及しない、使いにくい。安ければ受けるというのもいけないだろうし、非常にその辺がこれから需要、コスト、品質、県産品を使っていく上ではどうしても避けられない課題としますので、その辺の評価と足りない部分をどれだけ技術的に、制度的にフォローしていくのかということが重要な課題だと思います。一応、いろいろと研究してください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項商・鉱・工業についてに係る原油高騰対策について審査を行います。

ただいまの所管事務調査事項について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 観光商工部関係における原油高騰対策について御説明申し上げます。

県は、原油価格高騰の影響を受けている中小企業者対策としてこれまで県融資制度においてセーフティーネット資金貸し付けなどを実施してまいりました。平成20年度からは緊急措置として、原油高騰対策支援資金を創設し、金融

面での支援の充実を図っております。

また、省エネ設備等を導入することで、コスト低減を図ろうとする中小企業者に対し、機械類貸与制度において損料等の一部を補助するほか、省エネの取り組みを行う中小企業者に対し、無料の省エネルギー診断による支援を行っております。

以上、観光商工部関係の原油高騰対策についての説明であります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○玉城ノブ子委員長** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、商・鉱・工業についてに係る原油高騰対策について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 原油高騰問題は、私たちは本会議で各会派でも取り上げていると思うんですが、危機的な状況にあるんじゃないかと、特に離島県である沖縄県では大変だと思っています。今言ったメニュー、これの財源が幾らで、これは県の単独事業なのか、国のメニューなのか、そしてこれは現在何件利用しているのか教えてください。

**○仲田秀光観光商工部長** 原油高騰対策支援資金は県の単独でございます。予算額としましては5億円、県の予算としては5億円ですけれども、融資枠としては銀行の協調がありまして、3倍で15億円までは融資可能ということです。

原油高騰対策支援資金は4月から実施しておりまして、相談はありますけれども、まだ融資の実績は出ておりません。

**○渡久地修委員** 皆さんの部局にかかわるのかどうかわからないんですが、離島航路の問題がありますよね。それも担当になりますか。

**○仲田秀光観光商工部長** 担当ではありません。

**○渡久地修委員** 融資の相談があったと言っていますけれども、例えばクリーニング業界とかはかなりの苦境に陥っているということなんです。融資の相談

の件でしか質疑ができないということなので、それでは相談件数とそれから貸し出す際に今の苦境の中でも保証人や担保、いろんな借りにくい条件というのか、借りやすいものになっているのかどうか教えてください。

○仲田秀光観光商工部長 県単の貸し付けについては、沖縄県信用保証協会の保証はつけております。

件数ですが、融資相談がトータルの原油高騰について経営相談ということで受けていまして、経営相談トータルでは56件、そのうち融資については25件という相談件数でございます。

○渡久地修委員 原油高騰の相談が56件、融資が25件で、これは融資に至らなかったのは県の貸し出す条件が厳しかったからですか。

○仲田秀光観光商工部長 県の融資は特に厳しくということではなくて、通常の融資と同じ条件で、これは緊急なので枠も広げて、保証率も下げてという対応はしております。まだ至っていないというのは調整中のものもあろうかと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 離島では物価がどんどん上がっていて、特にガソリン類がどこまで上がるかわからないという中で、離島の離島、波照間島とか与那国町では1リットル192円で、本当にきのうの一般質問でも話したようにもっとも上がるのではないかと、皆さんとてもおびえているんですよ。そういうのを例えば県のほうで指導監視と言いますか、そういうことはそのままいいという考え方なのか、何かそういう指導ができないのか。独占禁止法の法律もありはするんですけども、そのあたりはどうですか。観光商工部長の見解をお聞きしたいんです。物価が余りにも天井知らずで上がっていく状況を何とか食い止めるといふ考え方をお聞きしたいと思います。

○仲田秀光観光商工部長 直接的な対応というのは観光商工部は特に持っておりませんが、今言った経営難に陥っていることに関して融資したりということと、最近国のほうではトラック業界についてはサーチャージ料金がある程度コストが高くなったら自動的に値上げしてよいとか、価格に応じてよいと



かという対応はあるようではございますけれども、この辺は辻野委員がおっしゃるように、それぞれの地域の生活にも密着していると思いますので、各部局の連携も必要かなと思います。観光商工部だけではかなり対応が限られてくるのかなと思っております。

**○辻野ヒロ子委員** 今まさに観光商工部長がおっしゃったように本当に県民生活への影響が怖いんですね。今の状況では不安があるが、本当に観光商工部だけでは解決できない。先ほども農林水産部にも同じようなことを言ったんですけども、ぜひ各部署、全庁的に今の緊急事態を網羅して、全庁的な取り組みを知事を先頭に早急に会議を立ち上げて対処していかないと、今の状況では本当に離島は毎日そういう苦情の声が来ていて厳しいんですよ。ですから何をしているのかと、生活はかかっているし、離島の離島のことをもっともっと考えてほしいという強い思いがありますので、全庁的な緊急会議を立ち上げて国へ物を言っていく。国も本当に全国的に厳しい状況ですので、早目に沖縄県が取り上げて、国会議員の先生たちもうんと活用してやっていってもらわないとこの状況はもう天井知らずでどうなるのか、県民の生活にかなり厳しい影響を及ぼすと思いますので、その辺の決意のほどを観光商工部長にお聞きしたいと思います。

**○仲田秀光観光商工部長** 辻野委員がおっしゃった件については、各部局長もそれぞれそういう問題意識を持っておりますので、連携をとってトータルとして対応、それから各部局が連携をとれる内容はどのようなのがあるのかは調整をやっていきたいと思っております。

**○辻野ヒロ子委員** 離島振興のことを考えていただいて頑張っていただきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

**○当銘勝雄委員** いろんなところに影響があるわけですが、業界と言いますか、業種と言いますか、特に影響の大きいベスト5、ベスト10くらいまではどういう業者になりますか。

**○仲田秀光観光商工部長** 量的なものは把握していないんですけども、影響

を受けている主な業種としましては、プラスチック関連業者。これは包装資材です。それからクリーニング業、ガソリン販売業、運送業関連、包装資材の値上がり等で小売りや製造業、そういったものが主な影響を受けている業種と理解しております。

○当銘勝雄委員 例えば企業名を言っはなんだが、ヤマト運輸株式会社とか大栄空輸株式会社とか、そこは完全にガソリンを使って運送しているわけですよ。これは運送業に入るんですよ。それから5番目は何でしたか。

○仲田秀光観光商工部長 小売業や製造業はその包装資材をまた使っているので、包装紙ですね。袋とかそういったものを使っているところはまた影響を受けているということです。

○当銘勝雄委員 そういうことですか。しかし、バスやタクシーというのも当然ガソリンで動くわけだから、これも運送業に入るわけですよ。

○仲田秀光観光商工部長 運送業に入ります。

○当銘勝雄委員 これはタクシー運賃の値上げやあるいはバス運賃の値上げとかこれはもちろん沖縄総合事務局での話ですが、当然そういうのも出てきますよね。どうなんでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 その料金の設定の仕方はちょっと詳細には把握しておりませんが、それを反映するような何かシステムがあるとは思いますが、沖縄総合事務局の所管なのでわかりません。

○当銘勝雄委員 農林水産部のほうも同じで、要するに業界全体に及ぶ話なので、まずそれに対する先ほど辻野委員も言われていましたけれども、これは全庁的に今どうするかという体制をつくるのが一番大事だと思いますので、ぜひそういうことで頑張っていたきたいと申し上げて終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 ちょっと教えていただきたいんですが、先ほど渡久地委員の

質疑で答えてくれるかと思ったんですが、これは5億円の枠で銀行関係を合わせて15億円ということでしたよね。これの金利の率と限度額、今20数名が融資を受けていると言っていましたよね。これは相談ですか。

それともう一つ、僕らは6月から県議会議員となったんですが、この予算は4月スタートしているんですか。2月、3月の時点で予算化されているんですよね。原油価格が上がったから予算枠をとったわけじゃないんですよね。当初から予算化されているんでしょう。

○仲田秀光観光商工部長 原油価格は去年あたりから動きがありましたので、県としてはことし緊急に必要だということで、3月に予算を承認されて4月からスタートということです。

それと、融資の利率ですけれども、融資条件は資金の使途が運転資金ですね、融資限度額は1企業ないし1組合員当たり3000万円以内、それから融資期間は7年以内、ただし据え置き期間が2年、それから融資利率が年2.30の固定でございます。保証率は受けた影響によって違うんですけれども、固定されているものについては0.55、これは沖縄県信用保証協会の保証率ですね。あと担保については必要に応じてということになっております。

○中川京貴委員 沖縄県信用保証協会を通すときには保証人は必要ないのではないですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは必要に応じてということですね。金融機関の判断が出てきます。

○中川京貴委員 現在の状況は、相談を受けて何件執行しているんですか。

○仲田秀光観光商工部長 25件の相談ですけれども、まだ実績はないということです。融資実績はまだゼロ件ということです。

○中川京貴委員 せっかくこれだけ予算化をしているのに実績がないということはやはり使い勝手が悪いのか、ピーアールが弱いのか、そういう制度があることさえ知らないのか、その辺原因があるんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

○比嘉清市経営金融課長 まだ年度の立ち上げの時期なのでもう少し様子を見

ないといけないと思うんです。2カ月で相談は結構窓口には来ています。県の融資ではないんですけども、沖縄振興開発金融公庫は去年セーフティーネット貸し付けで結構実績を上げているんです。そういう意味では資金の需要というのはあると見ていますので、もう少し様子を見てみたい。4月からスタートしておりますのでということでございます。

○中川京貴委員 県が持ち出した5億円がありますよね。残り10億円は金融機関の持ち出しということなんですけれども、県の5億円については金利はかかっていないと理解していいのですか。それとも県の5億円に対しても金利はかかっているのか。

○比嘉清市経営金融課長 県の5億円については、金融機関に預託をしますけれども、無利子で預託をしております。そのために当然抱き合わせで3倍強超になりますけれども、その分だけは金利は下がっていくという仕組みになっております。ですから、先ほど観光商工部長が申したように、2.3%の低い金利での融資が可能になっているということでございます。

○中川京貴委員 せっかくこういった緊急対策があるならば、僕はもう少し金利を下げて使い勝手がよい方向でやっていただいて、理由はせっかくいい制度をつくっても不要額が出たら困りますよ。この15億円の枠を使う人がいなかったとなったら緊急対策にはならないと思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

○比嘉清市経営金融課長 先ほど申したように、まず立ち上がりの段階でもありますし、平成20年度に新しくつくった資金になっていきますので、もう少し様子を見たいというのが一点と、いろんな手段を使ってピーアールに努めているところです。各商工会あるいは商工会議所の窓口あるいは機関紙等でピーアールをしていますし、必要に応じて説明会、各業界の方を集めた場所での説明会等によって周知を図っているところでございますので、15億円の枠が使われない状態というのは想定していません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商・鉱・工業についてに係る原油高騰対策について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取扱いについて議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査調査すべきものとして決定した陳情3件とお手元に配付してあります本委員会の所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして  
は委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程(案)について協議した結果、県内視察につ  
いては案のとおり行うことで、海外視察調査日程案については、日程等  
を9月の委員会で変更することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

県内及び海外の視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしました  
とおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、  
これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続に  
つきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませ  
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程を変更して、7月16日に原油価格高騰対策に関す

る意見書及び同決議を提出することについて調整することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

審査日程の変更についてを議題といたします。

7月10日の委員会において決定した審査日程では、本日7月11日までとなっておりますが、審査日程を変更して、7月16日に原油価格高騰対策に関する意見書及び同決議を提出することについて調整したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

次回は7月16日水曜日 午前9時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子